

平成18年 第1回 築上町議会定例会会議録（第3日）

平成18年3月14日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成18年3月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（29名）

1番	塩田 文男君	2番	工藤 久司君
3番	山中 正治君	4番	金澤 久芳君
5番	白石 隆則君	7番	吉元 一也君
8番	西畑イツミ君	9番	小林 和政君
10番	塩田 昌生君	11番	繁永 隆治君
12番	竹本 眞澄君	13番	田村 兼光君
14番	宮下 久雄君	15番	丸山 年弘君
16番	田原 親君	17番	平野 力範君
18番	高島 末吉君	19番	成吉 暉奎君
20番	辻上 浩君	21番	武道 修司君
22番	神下 忠君	23番	中島 英夫君
24番	岡田 信英君	25番	川端 政廣君
26番	信田 博見君	27番	吉元 成一君
28番	吉元 實君	29番	有永 義正君
30番	西口 周治君		

欠席議員（1名）

6番 田村與四郎君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君                      参事 小野 俊明君  
主査 原口眞由美君                      主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	教育長 .....	神 宗紀君
総務課長 .....	中村 信雄君	秘書課長 .....	西村 好文君
企画課長 .....	吉留 正敏君	地域振興課長 .....	中野 誠一君
財政課長 .....	田原基代孝君	人権課長 .....	黒瀬 憲生君
住民課長 .....	遠久 隆生君	税務課長 .....	椎野 義寛君
健康福祉課長 .....	吉留 久雄君	高齢者福祉課長 .....	舟川 忠良君
産業課長 .....	出口 秀人君	建設課長 .....	内丸 好明君
上水道課長 .....	片山 益朗君	下水道課長 .....	平岡 司君
会計課長 .....	安田 美鈴君	農委事務局長 .....	大田 隆君
学校教育課長 .....	加来 篤君	生涯学習課長 .....	神崎 一貴君
築城支所長 .....	田村 秀吉君	総務管理室長 .....	落合 泰平君
住民生活室長 .....	竹本 正君	収納対策課長 .....	中村 一治君
福祉対策室長 .....	後田 幸政君	環境課長 .....	白川 義雄君
環境課センター長 .....	小林 實君	水道管理室長 .....	中嶋 澄廣君
教育委員会椎田事務所（課長） .....			松田 倫夫君
地域整備室管理2係課長補佐 .....			中川 忠男君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
吉元 一也	1. まちづくりの方向について	住民主導型のまちづくりに対して行政のサポートはしていくのか。 旧築城庁舎跡地利用。
	2. テクノスマイルとの契約は。	旧城井中学校のテクノスマイルとの契約はどのように考えているのか。
中島 英夫	1. 築上町歴史民俗資料館の運営について	派遣個別契約の事前協議等内容について。
	2. 町長の町づくり基本施策について	合併協議会会長として住民に約束した基本方針と選挙中の公約（マニフェスト）の政策問題について。  職員の発表した100人委員会を組織すると言われましたが、何を検討していただくのか。
	3. 基地問題について	今までの経過と今後の方針について。
有永 義正	1. 行財政改革の断行と新町建設の中長期計画を早急に示し、行政と町民が一体となった、町づくりを。	財政基盤の強化が急務であり、その方策として大幅な歳出削減や税収増加対策等を行うため、プロジェクトチームを作り、研究し計画を明示し、実行することが重要である。
	2. 「環境美化宣言の町」について	地球の環境汚染は今後も、大きな社会問題と考えられる。そういう中で“環境美化宣言の町”として町内外にアピールし、全町的な運動として取り組む為に。
	3. 「希望降任制度」「希望昇任制度」の導入について。	職員のやる気を促し、組織をより活性化させる為に。
小林 和政	1. 財政改革に対する基本的姿勢について	現状の認識は。 ・どの程度の厳しさか（新町建設計画） ・問題点の把握と対策は。 （1）滞納分 （2）町債の残高
塩田 昌生	1. 水道使用量の見直しについて	核家族が進んでいる現在、又、高齢者の一人生活も合わせ進んでいる水道使用量も10t以下（基準量）の家庭が増えているが、これに対し基準の見直しを考えているのか。

川端 政廣	1. 地域資源活用について (新エネルギー導入)	環境にやさしいまちづくり。 ・公共施設への新エネルギー導入 ・環境教育(エコスクール)導入 ・小水力発電(城井川等)導入
塩田 文男	1. 在日米軍再編で、航空自衛隊築城基地へ訓練移転について	今後の対応について。
辻上 浩	1. 在日米軍再編と自衛隊築城基地について	米軍再編で築城基地はどう変えられようとしているか。 築上町にどのような影響があると考えているか。 住民の反対の声を基に断固反対を貫くか。
	2. 障害者自立支援法の実施によって	町内の障害者の負担はどう変わろうとしているのか。 町として、どう対応するのか。
	3. 「医療制度改革」法案と国民健康保険	新たに大きな負担を強いる法案の特徴から国民健康保険制度を守るための自治体の役割を尋ねる。(保険証とりあげ問題、独自の減免制度の必要性)
	4. 城井川の治水対策	毎年のように早ばつと洪水の危険をもたらす城井川への治水のための取り組みを問う。

午前10時00分開議

議長（田原 親君） おはようございます。ただいまの出席議員は29名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

#### 日程第1．一般質問

議長（田原 親君） 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。なお、本日の一般質問者は8人までといたします。質問は、前の質問者席から行ってください。また、答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言してください。

なお、この一般質問につきましては、一般質問の項目は幾らあっても、持ち時間が1時間となっておりますので、気をつけて発言してください。

では、1番目に7番、吉元一也議員。

議員（7番 吉元 一也君） 町づくりの方向についてということで一般質問したいと思います。

これは、住民主導型の町づくりに対して、行政はサポートをどういうふうにサポートしていくのかという問題なんですけど、今月7日のことはわかりませんが、先月17日に上城井公民館で、福岡から、まちづくり計画研究所という、そのちょっとややこしい名前なんですけど、その今泉さんという方を招いて、行政に頼らない町づくりを進めようと研修会を開いておりますが、これは6年前、旧築城町の有本町政になった当時は88.2%の経常収支比率が、去年の12月に105.6%という赤字財政に危機感を持った住民みずからが、財政負担を軽減しようと意識改革したあらわれだと思います。

住民主導型で財政改革に向けた町づくりを行っているものと思いますが、行政として、研修会を開くなど、何か手助けすることはないのですか、どうですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 築城の上城井の取り組みは、非常にいい例だと考えております。

従前、椎田町では、住民による町づくりということで、それぞれの自治会で地区計画というものをつくっていただいております。これによって、いろいろ中を細かく分けていただいております。自分たちでできるもの、それから行政に仕事をしてもらわなければならないものというふうなことで、そのような形でいろんな分類を自治会の中で調査しながら、現況調査、そして地区計画というものをつくっていただきながら、そういうことを町の方に提出していただいております。これは平成、前々町長のときからずっとこのような形で椎田町では行ってきたわけでございます。この精神は、自立自行という一つの精神を持っております。

そういう形の中で、ぜひ新しい築上町でも、この計画を築城地区についてもぜひお願いしようというようなことで、先般の自治会長会の中では問題提起をいたしてきたところでございますし、この推進方を、地域の今担当課をつくっておりますが、地域づくり課という形でつくっておりますが、ここで担当しながら、そしてまた、それぞれ事務局として、職員配置をそれぞれ出身地区の職員にお願いしながら、事務のサポートを行っていただこうというふうなことで考えております。そして、その地域に職員がいないところについては、近くの職員を事務局ということで、そういうムラづくり計画を自治会の中で、自治会の単位でつくっていただこうと、このように考えておる次第でございます。

また、議員さんの方もよろしく御協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） 今町長が言われました。職員配置を地元地区、その地区がなければ、その周辺から取り上げていくというようなことでありましたが、これは各自治体というか、町内会があって、その近くの職員に、担当課は関係なく、それなりの意見が出たら吸い上げて行政の方に持ってくるという、そういうとらえ方をしてもいいんですかね。どうですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 意見というよりも、一応計画書をつくっていただくお手伝いというふうなことで、そしてその計画ができれば、これも自分たちでやるもの、それから町にしてもらわなければならないものと、その中でも短期的なもの、中期的なもの、長期的なもの、それと他の自治会との連携をしなければならないものと、いろんな計画が多分出てくると思います。そういうところのすり合わせについては、これはまた町の担当課の方ですり合わせを行いながらですね。

とにかく、その自治会の計画、これを、計画書を紙の上に、現況調査を行いながら、これは白書と申しますけど、白書をまずつくっていただいて、そしてこれを地区計画ということで、毎年ローリングをしていただくように今椎田の方ではやっておりますし、それに倣った形で、そしてできれば、ハード事業では優先順位をつけていただくと、地区の中ですね。そして、その中で予算が一週にできないものは分割方式でさせていただこうと、このような形で今椎田地区の方ではやっておりますので、ぜひ築城の方もそのような取り組みをしていけばいいのではなかろうかなと考えておる次第でございます。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） 各自治会白書をつくって、その計画に基づいてということで、幸いなことに、隣の大分県の日出町は、合併しないでこの苦しい財政状況を乗り切ろうと、住民みずからが活動しています。そういう先進地に行き、先駆者の 先駆者というか、先覚者の知恵を拝借するのも一つの手だと思います。

それと、住民主導型というのを、あくまでもその形を崩さずに行政がサポートして、お金が、まず第一にお金をかけない、お金のかからない勉強をし、そして活動しやすい環境をつくっていくべきだと思いますけど、あくまでも住民主導型で、住民に丸投げじゃないけど任せて、それを行政がいかにサポートしていくかという、その横のつながりが大事だと思うんですよ。何か一つ、その具体的にこういう計画を立てていますというのがありましたら、教えてください。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 例えば、今住民主導型で、これはもう自分たちでできることというふうなことで、環境整備をまず行っていただいておりますが、月1回ですね。みんなの話し合いで、いわゆる下水を流す溝は、農家、非農家とも皆出て掃除していこうじゃないとか、そういうものが地域の中で自主的にやられておるとするのは多々ございますし、それから花壇をつくってですね。やはり花というのは、やっぱり人間の心を和ませるということで、少しあいた空き地を借りて花壇をその住民の皆さんでつくっていただいておりますと、そういう例が、これは自分たちでできる例だということで、各所において今やられておるところでございますし、こういう運動もぜひ自治会の中で広めていただこうと。

そして、ハード的なものは、やはり何といても、道路とか農業用のやはりどうしても施設関係が悪くなると、こういうものについては、皆さんで話し合いをしながら優先順位をつけていただいて、しかし、危険なものとか、そういうものは即座にこれは町の方で実施をやりますよというようなことで、人命に非常に危険性があるという箇所、例えば道路、それから水路等で危ない箇所等があれば、このようなところについては地区計画を無視して優先的にやるようなことも現在町ではやっておりますと、こういうことでございます。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） 1年でできる計画は1年、3年でできるものは3年、10年、その1、3、5、7、9って、10年でそのスパン、奇数スパンでやれるのは取り組んでほしいと思います。

続きまして、旧築城庁舎の跡地利用についてということで、これも町づくりに関連した内容になるとは思いますけど、現在、旧築城庁舎は、新庁舎に移転してから1年以上になりますが、依然としてそのままの状態です。町民とともに町の発展に貢献した庁舎を見るに忍びない思いで見えていますが、あのままの状態では、環境衛生上よくありませんし、また、少年非行や児童など弱者を対象とした犯罪の温床になりかねません。また、庁舎が新庁舎に移転してから、旧庁舎付近は閑古鳥が鳴いています。

駅前通りから本町四辻を含め、町の活性化につながる公共の施設が必要不可欠だと思いますが、今後どのような取り組みを考えているのか、お答えください。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 旧築城庁舎の跡地の利用でございますけれども、非常に広い土地を有して、今本当にもったいないというふうに私も思っておりますのでございます。公民館が利用されるときは、駐車場がある程度利用されている。

しかし、庁舎、これは非常に何も使われていないと、本来なら何か私も早急に誘致なりしたいと考えておりますが、平成16年に築城庁舎跡地活用検討委員会が、これが委員13名によって4回の委員会審議して、答申が出ておると、この答申は、地域のにぎわいの場を創設するため、住民が活用できる施設を中心に、町のシンボルとして再生されることを期待することとなっておりますということで、これがA案としては集合住宅、B案としてはコミュニティー施設ということで提案がされているが、これが本当に果たしていいのかどうかは、ちょっと私もまだ就任したばかりで、この検討委員会どうだろうかというふうに、やはり地域の皆さんの意見も私は集約する必要があるのではなからうかなと思っておりますので、早速、やはり旧築城地区の皆さんの意見はどんなもの 私としては、本来は県の例えば出先機関を誘致したいとか、そういうことで、建物が非常に老朽化しておるとい問題もございますけど、そこんところんなまだ活用方法があるのではなからうかなと、企業誘致も一つの方法でありましょうしですね。

しかし、いろんな建物の構造自体が、ちょっとこう私も問題があるのではなからうかなと思っておりますので、ちょっといましばらく検討させていただきたいと考えております。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） 定かではありませんが、9,000平米ぐらいあったと思うんですよね。それで、現庁舎、新庁舎を建てたときに、あの土地が2万2,000平米で、3億5,000万ぐらいで買収というか、買ったと思うんですよ。そのときに問題になったのは、土地代が、計上したときに2,600万で新庁舎の土地が計上されていたから、おかしいじゃないかと言ったら、新庁舎の土地代と旧庁舎の土地を売却した差額の金額ですよという、そんなすつとぼけたことを言ったような記憶があります。

それで、売却して、その差額の値段で上げるといいながら、まだそういうその答申が出て、Aは住宅、Bはコミュニティーというような状況なんですけど、本当に町の活性化を思えば、やはり何か公共の施設 住宅等も考えられますが、そうなれば、やっぱり長期計画になってくると思います。

一番は、もう町民に負担をかけない、少ない予算でやりくりするのも、町の財政的に大変だと思いますけど、町民が有効利用できる公共の施設に向けて頑張っていただきたいと思います。この質問は、もうこれで終わりたいと思います。

続いて、テクノスマイルとの契約はということで、第2番目ですね。質問事項ですね。それに



入ります。

旧城井中学校のテクノスマイルとの契約はどのように考えているかということで、現在、旧城井中学校跡をテクノスマイルに年間約128万で貸していますが、これは旧築城町時代に固定資産税分の金額での契約だと聞いています。これでは、プラスアルファの収入が入ってきませんし、幾ら企業誘致だといっても、固定資産税分の支払い分以外に収入がないのは問題だと思います。

こんな計画性のない契約も、まだ4年近く残っていますが、町も合併し、執行部も変わったことで、今後、契約の内容も含め、どのように更新していくか、お答えいただきたいと思えます。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 旧城井中学校跡の跡地にテクノスマイルという会社が、これは契約、賃貸借契約書ということで、平成17年の3月1日にテクノスマイルの取締役社長馬見塚譲さんとの契約を行っておるわけです。この契約は、城井中学の敷地と建物一式を貸すということでございます。

数量としては、土地が1万8,592.29平方メートル、それから建物がすべてで、鉄筋コンクリート3階建て校舎2,590平方メートル、それから平屋建ての校舎47平方メートル、鉄骨づくり平屋建て校舎102平方メートル、それから児童交流施設ということで11平方メートル、すべてこういう形でテクノスマイルに賃貸で貸すと、先ほど賃貸額もございましたが、年額128万7,000円ということでございます。

このような形で、当初は、何か私も聞いたところでは、法人税も入ると、固定資産も入るということで、企業誘致というふうなことで聞いておりましたが、入ってみた状況ではそうではないと、ただ、よそからの研修生を受け入れて、講師はよそから来て、そこには従業員が一人もいないというようなことで、法人税も入らないというふうなことで、これはちょっとまずいなと私も考えておるところでございます。

できれば、この契約期間は、これはもう満了しなければ、契約しておるんですね。5年契約ということで、平成22年の2月28日までが期限になっております。この期限までは、やはりもうテクノさんに貸さなきゃいかんかなという考えで、後、この契約を更新するかどうかという形になれば、ぜひ、法人税の入る企業誘致があれば、私はこの更新はしないで、新たな会社を誘致したいと、そうすれば地域も潤いますしですね。

よそからの研修生を受け入れるだけでなく、これは何も地域が潤いません。やはり研修生をするという形になれば、この築上町を主体にトヨタに入社させるというふうなことの研修生であれば、私は、これはこれでよしとしたいと思うんですけども、この地域の者で、外国からの研修生が大半でございますし、築上町の半分の研修生を受け入れて、トヨタ関係に入社させてい

ただくと、そういう形であれば私はいいと思いますけれども、今の状況では、私は再契約はすべきでない、このように考えております。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） 町長が言われたように、あと4年間残っているんですね。私が言いたいのは、旧築城町の有本町長時代に契約したんだから、今度は築上町の新川久三として、築上町として再契約というか、契約の改めて契約をし直すということは考えていないですか、どうですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） これは、合併により、やはり行政の継続性というのがございます。この契約を破棄すれば、違約金を払わなければいけないということで、一応あと4年残っておりますので、4年間はまだそのまま、行政の継続性からすれば貸すべきではなからうかなと私は判断しておりますので、そこんことを御理解願いたいと思います。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） 今、財政が、国の財政も世界の財政もところどころもう猫の目のように変わってきて、今、その固定資産ていうか、その物の物価が、100円で買えたものが5年後はもう150円も200円、ガソリンと同じ、もうどんどん物流が、もう品物の金額が変わってきてるんですね。

それを、平成17年、去年の3月1日に契約して、22年の2月28日まで、その金額で、128万7,000円でやっていくってこと自体が、これはあくまでも5年契約の中で1年ごとに契約を更新しますよと、そういう内容の文言というか、ただし書きがあればいいんですけど、いきなり一括で、これも1カ月で決めた契約なんです。僕らが3年間、学校統合準備協議会という中で3年間、学校の統合を目指して、城井中学校の跡地を耐震調査までして、さあ文科の予算がついたからやるぞっていう状態になったときに、1カ月でこれテクノスマイルに寝返り打って契約してしまったんですね。

そういう経緯があるから、私がここに言うのは、前回、築上町と築城町は違いますけど、去年の12月議会にこの問題を町長に質問しました。そのときに、資産評価を考えて、町の状態が苦しくなれば売却も考えていますということを行ったんですよ。

町長、どうです。どういう状況、その1年ごとの更新がだめなら、何らかのやっば手を打たなければ、このままずるずる4年間も128万、月10万ちょっとですよ。ここらあたりのいいマンションやったら、そのくらいの賃貸のマンションをもう個人で借りていますよ。どうですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 私も、この金額安いなという感覚は持っておりますが、何分やはりこれ

は賃貸契約ということで、築城町とそれからテクノスマイルがやった契約でございまして、たとえ合併しても、この契約は新しい町に引き継ぐという形に当然なります。

それで、この契約の解除という形になれば、第8条に、賃貸物件を目的外の用途に供し、または故意もしくは過失によって損傷したり荒廃させ、その他この契約に違反したときは、いつでもこの契約を解除し、損害賠償を請求することができるというふうな形になっておりますので、これ以外にすれば、契約解除の申し出すれば、相当のやっぱり契約の解除金をですね。逆に、このいわゆる研修所を開くために費やした経費等の賠償が出てくるおそれがございまして、ここんとは企業が進出してくるという形になって、これらも一応契約解除してでも進出したいという企業が出てくれば、当然その場合はそれ相当の契約の違約金を払いながら解除ということもできましようけれども、今のままこれはすぐ即座に解除しても相当出費がかさむというふうなことになるので、この契約期間は守ってやるべきじゃなからうかなと、このように私は考えております。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） そんな多額な、賃貸料に比べれば多額の違約金を払ってまで解除をするのもどうかと思いますけど、これにかかわる、関連するやっぱり条件として、あなたのもとに年間128万7,000円で貸すから、それに見合う企業を誘致してくださいと、関連した企業を連れてきてくださいというような、やっぱり話し合いの場は持っていると思います。そういう前向きに検討していただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

議長（田原 親君） 御苦労でございました。

.....  
議長（田原 親君） 続いて、2番目に23番、中島英夫議員。

議員（23番 中島 英夫君） 町長、そしてまた教育長さんに質問をしたいと思います。各課長さんはそれぞれもう非常に勉強されておるとは思いますけれども、事実上の初めての議会でありますので、お二人にぜひともお答えを、答弁をお願いしておきます。

3件ほど質問通告をいたしております。

まず最初に、築上町の民俗資料館の運営についてということで質問をさせていただきます。

去る2月28日であったかと思いますが、椎田駅の前にあります延塚記念館の前を私通行いたしておりました。そのときに、正面玄関に掲示がありました。その掲示の内容は、3月5日に休館をするというような内容でございまして、詳細は不明であります。

そういうことで、たまたま私は忘備録を持っておりましたので、3月5日に何があるのかなと、何か大きな事業がある、何かあるのかなと感じまして、見ましたところが、当日は消防の出初め式、そしてまた教育委員会の所管の船迫の釜跡の公園ですか、ここに植樹祭をすると、植樹をするというような記事がございました。

それに関連して休館するのかなと感じまして、この本庁の中にあります教育委員会の椎田支所に参りまして、当時まだ4名の職員の方がおられまして、どうして休館になるのかとお尋ねをしました。そのときに、まだ支所長さんがおられまして、この本庁の方に直ちに照会をしていただきまして、そのときに担当の職員、そしてまた課長さんがいなかったようでありまして、明確な答えが返ってきませんでした。

そこで、私、ハナグマの方に行きたいというようなかねがね思いがありましたので、ついでだからというような思いで教育委員会の本庁の方に参りまして、神崎課長さんにお会いをいたしました。そのときに既に課長さんは存じておりまして、行き違いで、休館のことにつきましては開館するという取り消しであると、そういう内容でございまして、そのときに、時間的には1時間のこの紙は掲示されなかったと、直ちに撤去したようでありますが、そういうような経緯がまずあったということを教育長にお話ししておきます。

そして、その後、私調査いたしました。この内容は、やはり職員が、派遣職員が、管理しておる派遣職員が休むというようなことであったと思います。そこで、気づいておったわけですが、午前中の職員と午後の職員が入れかわっておられます。そういうことで、しかも同じ同一の家庭から採用しておるというような実態のようございまして、何か用事ができたときには、家族の中でありまして、当然一緒に休むような状況になると思います。そういうことで疑問に感じたわけでありまして。

そこで、質問になりますけれども、この委託契約ですね。委託契約の内容と、私は、非常に重要なのは、決裁を受けておる、職員が起案をして決裁を受けておる中で、この中に事前協議によって正職員が1名と補助職員ですか、そういうことが1名というようなことでなされておるということですね。どうして正職員の補充と、午前中と午後を切り離れたかと、他の施設または雇用関係におきましては、午前、午後の契約というのは余り旧築城町、旧椎田町の施設におきましても聞いたことがないんです。ここだけ午前、午後を入れかわって採用しておるのかということと、この起案の内容のときに、決裁もらっておるときには、案内、この内容が契約の内容と、サンコーと結んだ契約の内容のときと起案文書にあります内容が若干違うんですね。業務内容に至っては、一般事務、歴史資料取扱事務、清掃等と、この起案のときには、教育長、こういうようなものが業務内容になっとるんですよ。ところが、この契約書の方についてはちょっと若干違うんですね。この内容の違いを明らかにしていただきたいとまず思います。

議長（田原 親君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） お答えいたします。

ただいま御指摘の点ですね。その契約については、私は詳しいことは知りませんが、私の聞いている範囲は、兄弟で交代であるその管理に当たっていると、こういうふう聞いています。

その理由は、月に4回しか休みがないと、毎週月曜日で、5日あるときもあると思いますけれども、4日か5日、そうすると本人の休みは月に四、五日しかないので、労基法なんかにも抵触するのではないかと、こういうことで、25歳の姉と22歳の弟で交代で今管理運営に当たっているとというふうに聞いております。

それで、当日、今中島議員御指摘の日は、家事の都合でということ、恐らく2人とも外せない出来事があったと、ここにその問題があるわけで、兄弟で採用すると、そこに問題点があるなということは今気がつきました。

契約の内容については、私は詳しいところは今のところわかりません。ただ、姉の名義で契約してるのではないかとというふうに思っております。

以上です。

議長（田原 親君） 中島議員。

議員（23番 中島 英夫君） 兄弟ということで、いろいろと休むときは一緒に休むような事態が起こると思います。やはりこれについては改善を考えていただきたいと思います。

なお、個々の内容なんですけれども、この契約の方ございます。教育長も写しを持っておるとありますが、私は、案内というのは、具体的に派遣職員の案内というのはどんなものかなと、内容、業務内容ですね。案内はどんなものかということをお答え願いたいと思います。

議長（田原 親君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） 業務内容の案内ですか。ちょっと内容がわからないんですけど……。

議員（23番 中島 英夫君） 仕事は何をするんですか。

教育長（神 宗紀君） 仕事の内容ですか。これはもうそこに書いてあるとおり、一般事務と歴史資料の取扱事務、それからかぎのあけ締め、清掃、そういうふうになっておると思います。

議長（田原 親君） 中島議員。

議員（23番 中島 英夫君） わかったような、わからないような答弁で、私も戸惑っておるわけですが、この契約ですね。これは3つほどあるんですけども、旧椎田町の時代に、ただ11月でありますけれども、起案がなされておまして、サンコーに対して全く素人でもよろしいと、歓迎するというような起案の内容であったと思います。

私は、民俗資料館に案内というのは、ある程度の理解ができる、すべてのことを展示物についての説明ができないにしろ、全くの素人を配置すると、これは若干問題があるんじゃないかと、非常勤といえども、その館長さんを設置しておると、配置しておるといようなことであるならば、このような起案でいいと思うんですが、サンコーに対して全く素人大歓迎ですよ。これは、民俗資料館というのは、かなりの専門性が求められるわけなんですね。配置をしている。私は釜跡のところに行きますと、旧築城町の施設であります。現在はこの築上町の施設ですから、こ

ここには専門職員が配置されておられるわけですね。ところが、こちらは全くの素人を配置している。しかも正職員でもない、これについては今後対応していただくのが必要ではないかと。

この種の文化施設とか芸術とかいうような施設になりますと、なかなか利用者が少ないという面があると思います。休むときも、安易にそういうことがあったかなと、それで、神崎課長は適切にすぐ、設置条例等を熟知しておりますので、問題があるということで、直ちに取り消させて、正しい措置をされておられるわけです。また、松田所長も助言もあったと思いますけれども、適正な処置はされたということで、これは職員としてとるべき対応しておったと、正しいことであったと思いますけれども、この内容はやはり改善する必要があると、やはりもう少しですね。

私は、特に採用しておる職員がどうのこう述べておるのではない。誤解がないようお願いしたいと思いますけれども、やはり少し知識のあるようなですね。それからまた、現在の雇用されておる職員を教育するというのをですね。だれがまた教育を、これをするかという問題もあると思いますけれども、十分新年度は配慮していただきたいということで、お願いをして、この種の質問は終わりたいと思います。もう答弁は要りません。

次の質問に移ります。次に、町長の町づくり基本施策についてということで、町長に通告をいたしております。

町長は、合併協議会の会長として、この新町建設のビジョン、そしてまたマスタープランを作成になり、この計画書につきましては両町の議会も承認をしております。

なお、選挙の期間中であったと思いますけれども、町長が公約として主に9項目ほど述べられております。住民に示したわけでありましてけれども、その中で、この具体的に金額が入っておるところと入っていないところがあるんですね。この公約、横文字を言っておりますので、私もうわかりませんが、とにかく公約と述べておきます。そのときに、一番期待していた9番目、8番目か9番目であったと思いますけれども、その中に巡回バスの新設という項目がございまして、約1,000万円を発表されておったと思います。

これは、いつごろ、どのような形で実現をしていただくのか、非常に住民も期待をしておりますので、この点を明らかにしていただきたいという点と、もう一点は、これは一般会計から1,000万というようなことのようにありますが、火葬場の問題もあったと思います。記憶しております。そのときに、3億から4億を建設予算というような記載があったと思います。3億と4億ちゃ1億の差がありますけれども、このところも金額がですね。合併債か何かだと思えますけれども、そういう記述であったと思います。他のところは若干少ない金額がありましたけれども、金額が具体的に発表されておるのは、直ちに18年度あるいは19年度に実施をしないと、したいというような思いで金額を入れておるのか、そこのところを明らかにしていただきたいと思えます。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 巡回バスの件でどうするかということでございますけれども、これはマニフェストは別といたしまして、今から考える巡回バスということで、マニフェストは、これはスクールバスを利用した形の巡回バスという形になれば、運転手の経費だけがあればいいかなということで当初考えておりました。

しかし、これも抜本的な改革も必要かなということで、今、企画の方にこの巡回バスの件については練らせておりますので、いましばらく待ってほしいと思います。

予算は極力使わないようにということで、現有の町有のバス、それからワゴン車が、何か8人乗りのワゴン車等々ございますので、これらを有効活用すれば、ある程度のことはこなせるんじゃないかなと思いますし、余り新しいバスを購入しての予算ということも何かと考えておりますので、現有の車を利用してのと、もし必要であれば、また車の新設も必要かもわかりませんが、今のところは現有車を利用した巡回バスというようなことで考えさせておるということでございます。

そして、これを有料にすれば非常に時間がかかります。陸運局、いわゆる国土交通省の認可が要りますし、福祉バスという名目で走らせれば、これはすぐにも運用できるという形になりましょうし、そこんどこをどうするのかということで今議論もさせておりますし、そしてまた、寒田から築城駅までの間には太陽タクシーが有料でバスを走らせております。この調整も必要でございますし、いましばらくちょっと時間をかしてほしいと、このようにちょっとお願いを申したいと思います。

それから、火葬場の件、これは3億から4億で上げていますけれども、実際これはまだどれだけかかるかという想定は、これは頭の実施設計をやって、用地がどこになるか、まだ、基本的には今の火葬場の近くというふうに考えておりますけれども、これもまだ周辺自治会とのお話もしてまいらなければなりませんし、ここでのやはり一定の合意は必要でございますし、そういう関係で、早急にはちょっと建てられない。今年度いっぱい計画を立てて、来年度着工かなと。

財源は、これは補助金が全くございません、調べたところ。だから、合併特例債を利用したいわゆる建設費でいかなければいけないというふうに今考えております。極力財源は抑えていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（田原 親君） 中島議員。

議員（23番 中島 英夫君） 巡回バスにつきましては、陸運局の許可は当然要ります。今町長が言われますように、住民は非常に早期に何らかの形で対応していただきたいというようなのが願いでありますから、その点は内部で十分検討して、できるだけ早くできる方法をまずとって

いただいて、後からまだ料金問題、そういうやり方はあると思いますけれども、とりあえず、やっぱ期待をしておりますので、何らかの改善をして、実施していただきたいと思います。

それから、火葬場の件につきましては、私、何か水面下ではかなり早くですね。何かできるとのかなと思ったから質問したわけで、全く今から討議をしていくと、検討するというところで、安心をいたしました。

なお、そういうような問題を含めて、町長が住民総参加の形をとりたいという、常々、旧椎田町の町長時代に話されておりました、その具体的な提案が、その100人ですか、就任時に、築上町の町長就任時に、職員に100人委員会を立ち上げるといようなことを話されたと聞いております。今回の18年度当初予算ですか、一部予算が計上されて、また施政方針の中で若干触れたのではなかったかなと、こう思います。

この委員会に対して、どのような手法で検討していただくのか。既にこういう新町の建設計画があります。それで、諮問をし、答申を受けるというようなことをやるのか、全く自由にやっていただくと、もう100人。これは、100人というのはたまたまの、多くの住民の意思を聞きたいということで、反映したいということで、100人ということは言われたと思いますけれども、従来型の諮問をするということになりますと、拙速にしますと、この職員の方々も大変と思うんですね。ですから、十分時間を置いてやらなければ、私は、職員に過剰な負担が、日常業務プラスそういう問題も起きますので、課長さん方は非常に苦慮されるんじゃないかと思っておりますけれども、方法ですね。どういう方法で御審議をしていただくのか、そこを、手法を明らかにしていただきたいと思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 総合計画ということで、合併した町で新たな総合計画は私はぜひ必要だろうと、今、新町の建設計画というのは一応合併協議会の方でつくっておりますが、まだまだこの建設計画では玉虫色でございますし、何よりも、やはりこの築上町には基本構想というものを必ず持たなければいけないと、このように考えております。この基本構想は、自治法によって議会の議決が必要になります。そして、後、基本構想を受けて基本計画、それから実施計画ということで、細かい実施計画まで、これを決めてつくっていかねばならない。

このために、100人程度の委員さんをお願いして、町づくりの考え方を、私は当然これは諮問、答申という形でいただきながらやっていこうと考えておりますし、それぞれ築城の方から椎田の方から均等に出ていただいたら一番いいのではなかろうかなと考えておりますし、あといろんな分野がございますが、この100人の方々を、これを部会に分かれていただいて、専門的にその部門を中心に議論をしていただきながら答申していただくと、このように考えておる次第でございます。



そして、基本構想、基本計画というのは、これは変わりませんが、実施計画、これをローリングしながらですね。毎年やはりこの検証が必要になりますので、委員さんにこの検証をやっていただくという方向性もとったらどうだろうかと、このように考えておるところでございます。

以上です。

議長（田原 親君） 中島議員。

議員（23番 中島 英夫君） 課長さん方は非常に忙しいわけで、この課長さん方、執行部の相談相手として、従来どこの市町村もコンサル、これを活用してきたと思いますけれども、この点どのような考え、コンサルを入れないで、手づくりでやっていくという固い決意なのか、そこら辺を明かしていただきたいと思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） コンサルは、私は入れるつもりはございません。やはり手づくりでということで、これをやはり築上町の皆さんでつくっていかうと、このように考えております。

議長（田原 親君） 中島議員。

議員（23番 中島 英夫君） ぜひとも住民の意見を吸い上げて、手づくりですね。これは職員の方も大変だと思います。しかし、非常に実力もつくし、やはりそういうことで、ぜひともそういう手法をつくっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。最後の質問になりますが、私以外に辻上議員の方からも質問をされておりますので、簡単に質問をさせていただきます。

基地問題でありますけれども、去る10月に日米の両政府が在日米軍の再編成問題についての中間報告というようなことで合意をした内容について発表されまして、関係自治体には何の相談もなくされましたので、衝撃が入ったわけではありますが、西日本の方、この中には岩国、そしてまた新富町、そしてまた築上町と、この3基地が含まれておる内容でありました。

その後、執行部は、議会の議長も含めて大変情報収集に追われ、そしてまた大変な御努力をされてまいったわけでありまして、去る11月28日であったかと思っておりますけれども、政府の責任者である額賀防衛庁長官が見えられて、今私が述べました椎田町、また築城町も町長、議長がお会いになり（発言する者あり）ないですか。（「築城の議長は会っていない」と呼ぶ者あり）築城は会うちょらん。椎田町はだれが会ったか、私わかりませんが、議長は会ったか何かわかりませんが、執行部はお会いしたものと理解をしております。（「会いました」と呼ぶ者あり）会った。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうような状況で今日推移してまいりました。

基地問題につきましては、従来から、この町長は築城基地については共存共栄と、これはマニ

フェストにも述べられております。自衛隊基地の我々の町の要求というのは、やはり騒音問題であったかと思えます。この具体的に要望または陳情ですか、されてまいりましたけれども、色よい返事がもらえないということで今日に至ったと思えます。さらに、米軍問題でありますから、条件が非常に違ってまいると思えます。

そういう中で、町長が当選をされましてから、執行者として、築上町の執行者として、記者会見なのか問いかわかりませんが、基地問題につきましては北九州の新北九州空港にどうかというような話を、断片的であったんだろうと思えますけれども、記者に述べられたと、直ちにその反響が、県知事の方の談話として非常に見解の相違のような問題が報道されまして、非常に危惧したわけでありましてけれども、それぞれ立場の違いがあると、これは地元の自治体の責任者として妥当な発言をされたと、また、知事は全国知事会の会長として、しかも沖縄を含む九州地方の知事さんでありますから、建前論を述べたと。

そしてまた、町長さん自身が成熟した政治家になったなと感じたのは、交渉事でありまして、やはりこの住民の意向を読むと、風を読むといいますが、そしてまた知事も政府に対する反響を見きわめるために、双方のそれぞれの立場があって御発言であろうと、建前を述べたということであろうと思えます。私は、町長がかなりの発言をされたというのは、これはなかなか2期目を迎えて実力がついてきたなと、喜ばしいことだと、このように感じております。

これから、米軍の基地問題につきましては3月末に最終報告がなされると、あと数日、1週間か2週間程度しかないかなと思えますけれども、我々の願いは来てほしくないわけでありましてけれども、この日米安保の条約が存在する以上、避けて通れないと、ただ、どこがその問題を引き受けるかということに尽きると思えますが、そうなりますと、交渉事でありまして、田原議長、また新川町長、勉強しながら、我々のこの願い、自衛隊基地存続しとったときの残りのその回答がもらえない分と今度の分、だから、終局は地元の振興施策ですね。地元の要求はいろいろあると思えますけれども、ぜひとも格段の努力をして、住民の負託にこたえていただきたいと思っておりますが、今までのその経緯ですね。そして、これから町長としてどのように対応していくのか、その公表ができないところもあると思えますけれども、できる範囲で明らかにしていただきたいと、住民も非常にその後どうなったのかということをよく聞かれますので、公表できる範囲で結構ですから明らかにしていただきたいと思えます。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 米軍の訓練移転の問題でございますけれども、これは先ほど中島議員からも話がございましたように、10月に防衛施設局の方からこれは話がございました。既に御承知のとおりと思えます。そして、双方の 当時は築城町、椎田町の議会とも反対決議をして、防衛庁、防衛施設庁の方に要請行動を行っておると、椎田の方は、町の助役、それから議会の基

地対策委員会、住民の八田地区の基地対策委員会というのがございますが、三者で要請行動を行っていったという事実がございます。

そういう形の中で、私も、米軍のこの訓練の移動訓練については反対の立場を示してきておるというふうなことで、というのも、額賀防衛庁長官が来たときも、小泉さんは国を守るのが仕事であろうし、私は椎田町の町民の安全と生活を守るのが私の仕事ですということで、はっきり額賀長官の方には申し述べさせていただきました。そういう形の中で、まだ何も案が出てきてないという形の中で、国の方で案が決まれば、テーブルには着いて説明は聞きましょうと、そしてその間、町民、それから議会と協議しながら対応させていただきますと、このようなことを申し添えたわけでございます。

そしてなお、この米軍の訓練の移転とは別に、基地政策というものをひしひしと私は長官の方に御訴えをさせていただいたところでございます。この一番大事なのは、基地に固定資産税がほとんど見られてないと、今では国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の中で、直接訓練の用に供する施設、これがいわゆる基地交付金という算定のもとに、旧椎田町では1億3,000万ほど、築城町では4,000万ほど参っております。実際、この金額は防衛庁が出すわけではございません。総務省が出しておるということで、総務省の方に、ぜひ額賀長官の方から、実質課税にさせていただくようにぜひ具申をしていただきたいと、そうすれば、飛行機1機120億するわけでございます、F2が。この固定資産税見返りとすれば、相当の固定資産税が国からこの国有提供施設等所在市町村の助成交付金という形で参るわけでございますし、ぜひ国の予算面をこのような形で検討していただきたい。

これは原子力発電所と比較しても、やはり基地政策というのは少しおろそかにされておるんじゃないでしょうかと、原発の立地市町村は非常に危険性もあり、基地も危険性があると、そういうふうなことで、原発の市町村は、昔は国営の日本発電所でもございましたけれども、今はそれぞれ民営化で、それぞれの地域の発電所に分かれて、そこが株式会社であるがゆえに固定資産税をそれぞれの市町村に払っておると、こんな形で西日本の防空は築城基地がやっているから、今、小泉さんが三位一体の改革ということで地方に税源移譲しようということで行っておると、このような形から、ぜひ三位一体の改革での税源移譲も、そういう国有資産についても税源移譲して、固定資産税という考え方で、そうしないと、今の税源移譲は都市に有利な税源移譲じゃないでしょうかと、所得税を住民税に転嫁するという形になれば、人口の少ないところは余り潤わないと、都市ばかりが潤うんじゃないでしょうかという、このような形で額賀長官には要請をしていったという経過もございますので、御報告をさせていただいております。

以上です。

議長（田原 親君） 中島議員。

議員（２３番 中島 英夫君） 額賀長官に要望されたという点については理解いたしますけれども、その後、情報が全然住民に伝わらないということが非常に不安になっておるわけでありまして。また、今度週末ですか、何か地区労か何かが主催で、案内ももちろん、行橋の何か新田原ですか、何かそういうことで案内もいただいておりますけれども、今後、できるだけ執行部、議会と相談しながら、情報開示できるだけ開示していただきたいということをお願いして、議長にもお願いして、質問を終わりたいと思います。基地問題につきましてはすぐ控えておりますので、これぐらいで終わりたいと思います。

議長（田原 親君） 御苦労でございました。

.....  
議長（田原 親君） 次、３番目に２９番、有永義正議員。

議員（２９番 有永 義正君） ３点ほど質問をいたします。

まず一つは、行財政改革の断行と新町建設の中長期計画を早急に示し、行政と町民が一体となった町づくりをということではありますが、その質問の趣旨は、要旨は、財政基盤の強化が急務であり、その方策として大幅な歳出削減や税収増加対策等を行うため、プロジェクトチームをつくり、研究し、計画を明示し、実行することが重要であるということでもあります。

平成１６年度の旧椎田町、旧築城町の決算概況を見ますと、先ほど吉元一也議員の発言でもありましたように、旧椎田町では経常収支比率が９９．４％、旧築城町では１０５．６％と異常に高く、財政の硬直化が大きく進み、危機的状況になっていると考えられます。

毎年積立金を取り崩し不足財源に充て、細々と事業を行っているのが、今の現況であります。その基金も残り少なくなっています。あと何年もつだらうかと心配です。毎年地方交付税や臨時財政対策債は減額され、ことしも、今後も国の三位一体の改革に伴い、各自治体の財政は大きな転換期を迎えています。

築上町は、合併を契機として、脆弱な財政基盤の強化が急務であると考えます。その対策として、大幅な歳出削減策や税収増加策が考えられます。

まず一つに、筑後地区の例を見ますと、行財政改革の一環として、市では筑後市、小郡市、八女市、大川市が収入役を廃止し、町村では１１町村ありますが、１０の町村で既に収入役を廃止し、収入役がいるのは上陽町だけで、その上陽町もことしの１０月に八女市との合併の方向で協議を進めており、各市町村とも財政基盤の強化に努めています。

御承知のように、収入役の廃止は、２００４年１１月に地方自治法施行令の改正で助役は収入役を兼務できるようになっております。

町長は、この行政改革の一環としての収入役の廃止についてはどう考えておりますか、まず一つ。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 行政改革というふうなことで、今有永議員から質問がございましたが、まずやはり税収、これは一挙に私は多くは望めないということで、築城町の税収が約5億円、椎田町が10億ありましたけど、10億切ってしまいました。

そういうことで、若干下降ぎみでございますけれど、税収は、先ほど申したように、これは息の長い話になりますけれども、やはり築城基地への課税権を確保すると、これがやっぱり私の一番の念願でございます。そういう形の中で、今、三位一体の改革の中で、税源を固定資産まで異動してくれというやっぱり要望を、これは全国基地協議会の中から強く要望していく必要があろうということで、私は椎田町長在任時は理事をしておりまして、その要望をずっとしてまいってきております。今回も、ぜひ理事の一員に加えてほしいということで今協議会の方には申し添えをしておりますので、長期的にはこのような形で、基地に対する収入、これはやはり全国の企業が立地した並みのお金をぜひこの築上町に国の方から納付してくれと、こういう方向性が私は一番、この基地がある以上は国からお金を、いわゆる自由に使える金、補助金じゃなくて、自由に使える金を国から引き出すというのが一番の政策じゃないかなと考えております。

それから、あと、企業誘致、これもまだまだなかなか進んではございませんが、これも今ある現有の町有施設にですね。例えば、今、椎田の方では日奈古グラウンドというグラウンドがございます。管理費もかかります。ここに企業誘致をすれば、この管理費がかからないで、逆に固定資産税や法人町民税、それから雇用が拡大できるということで、一石四鳥というふうな形になりますので、企業誘致は、これは積極的に推進しながら、やはり財源確保に努めていかなければいけないと、このように考えております。

それから、歳出面、先ほど指摘がございましたように、経常収支比率、非常に高うございます。昨年の1年間で急激に上がりました。というのも、地方交付税が、これはもう極限状態に来ておったということで、これもやはり合併せざるを得なかったという一因でございます。先ほど、財政が何年もつかかわらないと、私の考えるところでは、築城町はもうほぼ私は破綻状態にあったんではないかなと考え、椎田はあと三、四年はもてるぐらいの財政しか積立金もございませんし、それ以降はどうしようもならないというふうなことで、私も無理に合併に踏み切ったわけございまして、そういう状況の中で、何とか新しい町をつくりながら、歳出を抑制し、収入を伸ばしていくという方向性を模索していかなければなりません。

その中で、今、収入役の廃止論議が出ましたが、私は、今のところ、収入役はまだ必要だと考えておりますし、前回の収入役の選任議案を提案させていただきましたが、残念ながら、皆さん方は要らないという判断が出たというふうなことでですね。私は、このやはり今の状況下では、この支出の整理をする収入役の制度、私は必要だと考えております。

そういう形の中で、あと、自治法の改正で、これは収入役を持たないでも兼任できるという法改正がされるということを知り及んでおります。そういう形になるまでは、私は収入役を設置して、そしてこの町長の執行のやっぱり一つの監視役というふうなことでですね。収入役が、権限が非常に大きゅうございます。町長が違法な支出をしようというときには、これを取りやめさせることができるというふうなことで、これはやっぱりあってはならないことですが、椎田町では何年か前このようなことがあって、やはり収入役がぜひ必要だと、このように考えているところです。こういうことによって、前町長は失職をした状況でもございますし、とにかく一つの財政支出の法的なことが適法に支出されておるかというチェック機関ということで、皆さん御理解を願いたいと思います。

以上です。

議長（田原 親君） 有永議員。

議員（29番 有永 義正君） 今、町長は収入役の廃止については考えていないというふうに言いましたが、既に今、この収入役の廃止の件は、先ほど私が言いましたように、2004年の11月の地方自治法施行令の中でね。収入役を要するに廃止せよという意味じゃないんです。廃止しながら、助役が兼務してもいいという法律に変わったということです。それで、収入役はのけるんやないんでって、助役が兼務ということですが、そのところをはき違えないようにしていただきたいと思います。

それから、今町長も言いましたように、税収の増加対策は本当に真剣に考えなければならないと思います。町長もいろいろと相当の増収方法を考えております。このことにつきまして、先日、新川町長は、後藤県議の県政報告会の中で、苅田町のような地方交付税の不交付団体になればと、それは大きな期待を込めての発言と思います。

その苅田町は、1975年に日産自動車が進出して以来、普通交付税の不交付団体であります。一時期、町財政が逼迫して、1999年から3年間で町の職員を31人削減するなど、大きな行財政改革に取り組んでおります。当時は、1999年の苅田町の経常収支比率は99.6%です。財政力指数は1.12ポイントと、非常に九州地区では一番高いです。その当時でもですね。そういう高いときでも、そういうふうに経常収支比率が99.6というふうに身動きとれんような財政状況で、行財政改革に取り組んだ経過があります。今では、2003年では、経常収支比率も77.3%、財政力指数も1.24ポイント、自主財源比率も71.4%、それから自主財源から義務的経費を割ったポイントも199.9%と、非常に九州では一番、一、二を争うほど内容がよくなっております。

きょうの西日本新聞にも出ておりましたが、日産自動車の伊佐山副会長は、苅田町の九州工場で使用する部品の現地調達率を現在の5割から8割に高めたいというふうに、大きな見出しで出

ておりました。

このように、先ほど町長も自動車関連企業を日奈古グラウンド等で準備をするというふうにおっしゃっていましたが、自動車関連企業を受け入れるにしても、十分な受け皿ですか、企業団地等の確保、整備が非常に重要ではなからうかと思えます。それで、今後も、日奈古グラウンド等にとらわれず、先ほど言いましたように、町長が言うておりましたように、普通交付税が不交付団体になるぐらい企業を誘致して、ここを活発に、この地域をしていただきたいと思います。

それから、そういうわけで、築上町でも財政基盤を強化するためにも、築上町が今後飛躍するためにも、先ほど町長が築上町の基本構想の策定をまずやるというふうに言うておりましたが、財政再建のプロジェクトチームをつくって、抜本的な改革の必要性を痛感しております。町長の今後全体の対策像をお聞きしたいと思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 先ほどもちょっと申し足らなかったところがございますけど、やはりこれはもう職員の減をやっぱりやらなければ、非常に経常収支比率のバランスは人件費が多ございます。これを減らせば、経常収支比率は減ってまいります。

それとまた、これは、経常収支比率にはトリックがあるんですね。というのが、普通建設事業を多くやれば、経常収支比率は下がるわけです。臨時的経費の中から職員の人件費を充てたいということで、ここんところは整合性を保ちながらやっていかなければ、余り大きな事業ばかりやっても、経常収支比率が下がっても、町の台所は火の車という形になるかと思うんで、そういう形の中で、事業的には、旧椎田町では町営住宅の建設、本当は計画があったわけですけど、それは東八田の団地を建てかえるようにずっと前から計画があったわけでございますけれども、そして皆さん退去していただいておりますけど、それはもう非常に厳しい財政事情だから住宅建設ちょっと見合せようじゃないかというふうなことで、八津田のバス停のところの町営住宅については今凍結しております。

こういう状況でございますし、いろんな見直し、プロジェクトをつくりながら、それは当然やっていくべきであろうし、だから、財政、企画、それからいろいろ町づくりの関係、いろいろな関係部課と、それからまた総合計画の委員さんができれば、そういう一つの行財政部会等も設けながら、何とかこの町の基本構想、それから一応総合計画の中の実施計画まで何とかつくり上げていこうと、このように考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（田原 親君） 有永議員。

議員（29番 有永 義正君） 町長の前向きな答弁を聞きました。町長の今後の決断力、実行力を切に望んで、1番目の質問を終わります。

2番目に、「環境美化宣言の町」についてということですが。

質問の要旨は、地球の環境汚染は今後も大きな社会問題と考えられる。そういう中で、「環境美化宣言の町」として町内外にアピールし、全町的な運動として取り組んではどうかということでもあります。

この環境美化については、旧椎田町では、平成5年に椎田町環境美化及び生活環境保全に関する条例を制定し、今日まで自治会活動の中で大きな成果を上げているように見受けられます。先ほど町長が言いました田原町長の時代からずっと続けてきております。例えば、その自治会で、環境美化を啓発する看板、あるいは標語等を立てて啓発活動、推進活動や花いっぱい運動、また自治会ごとの文化祭等、多くの自治会活動を活発にその自治会の運動として行っております。

旧築城町では、平成12年に環境美化に関する条例を制定し、毎月第1日曜日を「環境美化の日」と定め清掃活動をしたり、また年2回、「クリーン大作戦」と名づけ、町民に呼びかけて行ってきましたが、自治会の継続的な運動としては、自治意識に物すごい差やおくれを感じている次第であります。

そういう中で、平成18年1月10日に合併時に、築上町として、築上町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例を制定しております。

新築上町発足を機会として、私たちは、築上町の豊かな自然環境、先人たちのたゆまぬ努力で開かれた肥沃な台地の恵みの恩恵にあずかって生活しております。この台地の恵みに感謝し、ふるさと築上町の美しい自然環境を後世の人々に引き継いでいかなばなりません。

つい先日も、コマーレにおきまして、資源、環境についてのシンポジウムがありましたが、私たちの生活が環境に大きく影響を与えていることを深く認識し、町民一人一人が環境美化に対する意識を高め、町民全体が住みよい美しい町づくりを目指して、全町的な運動として取り組むことを提案しますが、町長の考えはどうか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 有永議員の提案、まことに私は結構な提案と考えております。

今まで以上に、旧築城町、旧椎田町、両町ともお互いいいところを取り合ってやっていけば、非常にいい環境ができ上がるのではないかと。この環境問題をクリアすれば、いろんな諸問題も連鎖反応を起こしてくると、私はこのように考えております。

例えば、企業誘致一つにしても、築上町の環境はすばらしいよということで、企業も進出してくる可能性もございますし、そしてとにかく、やはり一つは自分たちで、前の吉元一也議員のときにもお答えしましたが、自行自立の精神で環境問題、自分、身近、屋敷めぐり、自分の家の周りから自分の環境を整えていくと、これが私は大事ではなからうかなと、そして隣近所にまたそれが広がっていき、そして自治会の中でそういう雰囲気になってくるというふうなことです。

やはり皆さんの協働、連帯感ができていくような環境美化行動、これがやっぱり大事じゃない



かなと考えておりますし、従前、両町 旧築城町、椎田町とも、そういう活動は行っていっておるんで、これが全自治会で実施できるような形になる。そうすれば、コンクールの一つもやってもいいのではないかなと考えておまして、そこんところはちょっと今から検討段階に入りたいと思いますけどですね。

環境を大事にした町ということを私は常に考えておりますし、既に従前から、し尿のこれは液肥をやって土に返すんだ、これも環境問題の一つでございますし、これを、こういう一つの細かい環境問題にそれぞれ環境課、それから産業課も一緒になろうと思っておりますけれども、そういう生産をする、いわゆるコントロールする課、そういうとこといろいろ連携しながら環境問題に取り組んでいく必要があるかと考えておりますので、皆さん方もよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

議長（田原 親君） 小林議員 小林じゃない、有永議員。失礼しました。

議員（29番 有永 義正君） 町長の非常に前向きな答弁に大いに期待して、この質問を終わります。

3番目に入ります。「希望降任制度」「希望昇任制度」の導入について、問題の要旨は、職員のやる気を促し、組織をより活発にさせるためということであります。

最近、かなりの市町村で、係長級以上の幹部職員を対象にした希望降任制度が注目されております。この希望降任制度は、1998年に中高年職員の過労死や高齢化に伴う親の介護問題の増大などを背景に、大阪府枚方市が全国で初めて導入したものであります。

この制度によりますと、希望者は必要に応じて面接を受け、理由が認められれば職級を1ランク下げ、連動して給与も減りますが、これまでかなりの数の職員が降任したとされております。同人事課では、枚方市の人事課では、責任回避という非難の声はなく、降任後、本人もやる気を増し、職員の健康保持、組織の活性化にもつながってきたというふうに言っております。

また最近では、この近所では北九州市も導入しております。

また最近では、管理職への希望昇任制度を併設している市町村もふえております。別府市では、自薦のみならず、上司からの推薦も取り入れております。同市の人事課によりますと、人事で突然昇任を言い渡されても、本人が喜ぶとは限らない。実際に上司の推薦を辞退した職員もいるそうです。本人の意思とのずれをなくすために、この昇任制度、降任制度とも、より充実を図りたいというふうに言っております。

また、総括主査級昇任試験制度も導入している市町村もあります。これは従来、一般行政職員のすべてが、早い遅いの差があっても5級へ昇任していましたが、必ずしもすべての一般行政職員が監督者、管理者への昇進を望むとは限りません。この中で5級職員のやる気のある30代若手中堅職員を政策形成への参画と責任の付与を目的に取り入れている市町村もございます。

この築上町では、今までの古い体質の組織の中で、職員のやる気を促し、その組織を活性化させ、高度化、多様化した町民のニーズにこたえられるためにも、既成の観念を打破していく必要性を感じます。町長、御一考を……。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 有永議員から希望降任制度と希望昇任制度の導入ということで、これはよその市町村ではやってるところも、私は、これはテレビとか、それから新聞でも見てわかっております。

今、合併して、非常に管理職、係長多ございます。実際この希望降任制度がやればいいがなと、それとももう一回、一回、今、機構の改革をちょっとやろうかということで今考えておりますので、この機構改革の中で、皆さんもう一回全部白紙にさせてほしいというのが僕の気持ちです。その中から本当は希望昇任制度をとっていければいいがなということで、非常に難しい問題でございますけど、あわせて今回の機構改革、このような形でやっていくのか、ちょっと今検討しておるんですね。

非常に係長、課長補佐、課長が多ございます。実際2万2,000人の町の規模の役付という形では多ございますので、機構改革で何とかここを調整できればということで今検討しておりますので、こういう一つの希望降任、もし希望降任がなければ、全部白紙にして、一回やり直す必要もあるかなという考え方も持っておりますので、ぜひこれを参考にして、何とか機構改革をやりたいと思います。

議長（田原 親君） 有永議員。

議員（29番 有永 義正君） 町長の前向きな決断力と行動力に期待して、質問を終わります。

議長（田原 親君） 御苦勞でございました。

.....

議長（田原 親君） お諮りします。ここで休憩したいと思いますけれども、傍聴の方もたくさんおりますし、続行して、12時まで続けたいと思います。

先ほど、小林議員、失礼いたしました。

次に、4番目に9番、小林和政議員を指名します。小林議員。

議員（9番 小林 和政君） 4番目に私の時間をいただきましたが、町づくりとか財政改革、行政改革について、かなり町長からの発言がございましたので、私がお尋ねしたいと思った分のでかなりのお答えをいただいておりますので、その部分は確認しながら続けて、少し詳しくお尋ねしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

私は、お金の関係だけに絞って、財政状態だけに絞ってお尋ねしてまいりたいと思っております。基本的な姿勢、考え方だけで結構でございますので、町長は1カ月、新町になりまして

2カ月の状況でございますので、小さい数字をお尋ねしても、恐らく状況変化に伴う変化がたくさん出てくるであろうという認識のもとで、私も多少数字を利用させていただきますが、何億何千万程度の数字でお尋ねしますので、お答えの方もその程度の数字でお願いしたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それともう一点、先ほど中島議員の質問の中で、新町建設計画、この冊子は町長お持ちですかね。これにつきましては、玉虫色であるからというふうな発言がございました。後ほどこれを少しお尋ねしたいと思います。お持ちですね、これ。（「今は持ってない」と呼ぶ者あり）これちょっと持っと思っていただけませんか。

それでは、具体的な質問に入りたいと思いますが、今回の合併の本来の目的が何であったかといいますと、先ほど町長もおっしゃっていましたが、築城は破産状態だった、椎田は四、五年もつような状態であったと、要するに財政状態が厳しかった。この財政を何とかする。国の支援策を利用しながら、最も大きな目的は財政状態を好転する。これが一番大きな目的であったんではないかと、こういうふうに考えておるわけですが、町長、認識いかがですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 最初は、そうでもなかったんですけど、やはり地方分権と、国が進めておる分権法という形の中で、合併を進めなければいけないというふうな考え方でございましたけれども、だんだん、この地方交付税、これが築城町の場合はもうほぼ同じだろうと思いますけれど、毎年2億円ずつ削られてきたということで、椎田町の場合を例にとれば、12年ですか、26億数千万あったのが、現在ではもう20億円を割るような数値になってきたということで、これでは何もできないよと。財政特例債という借金はさせていただいておりますけど、ほとんど、どんどんどんどん減ってきている状況で、事業は何もできないと。住民サービスの低下を余儀なくしなければならないような状態になりつつあるというふうなことで、これは合併によって、この財政危機を乗り切るしかないぞというのが最終的な形の合併になったのが、議員の指摘のとおりでございます。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） 私は、合併の目的は、財政再建が最大のものであったんだということはわかりますが、先ほど町長の発言で、築城が破産状態であって、椎田が四、五年もつと。これは民間企業で言いますと、まさか成長一途の1年ぐらい前のライブドアみたいな姿は全く考えられません。少なくともこつこつやると10年、あるいはもう少しもつぐらいの状況であったか、あるいは先ほど築城は破産状態であったとお話がありましたけども、この破産状態に近い状態で、旧2町はあったんだというふうに私は認識しております。合併して一緒になった。これがよくなる可能性はありません。今の状況ということは、破産に近い状態であるというふうに認識

してよろしいでしょうか、どうです。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） そのまま同じことをやっていけば、これはもう破産に近いと。だから、これを、まず一番ウエートが大きいのは人件費でございます。それから建設事業を抑えていくという形。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） 具体的な中身については、後ほどもう1回お尋ねしますので、私も短くお尋ねします。だから、短くお答えをお願いします。

それでは、今おっしゃるように、きわめて厳しい状態、破産の状態だということです。それをよくするために、どうせないかんか。もちろんいろんな施策、後ほどお尋ねしますが、その状況を住民に御理解いただくような手段を今までやってきたか。合併前から今に至るまで。全く住民はその状況ということについては、認識がないんじゃないかと思うんですが、このような努力は絶対必要なことである。こういうふうに私は思います。いかがでしょうか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 築城町ではやってきてなかったというふうに認識しておる。私は毎月、広報しいだの1日号がございしますが、町長室からのメッセージというふうなことで、ある一定の財政危機は、町民の皆様には、こんなに厳しいんですよということで周知はしてまいりましたし、また合併のそれぞれ説明会等々ございしますが、ここにおいても非常に厳しい財政に陥りつつあるというふうなことは説明をしてまいってきております。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） 町長のおっしゃる、努力をやってきたんだと。御理解かなりいただけておるんだというような認識もあるかと思いますが、新町になりまして、合併に対するいろんな住民感情も残っておると思います。まだはっきり言って、築城、椎田の、築城だとか椎田、先ほどのお話みたいに、そういう意識もある。こういう状況で、この財政再建をやっていく中では、住民の理解が得られないまま進めるということは絶対不可能です。だから、今やっただけで十分なことは絶対ないわけでしょうから、今後はこれが最重点になった上での、それぞれの方策の推進が必要になる。この何らかの方法は頭にありますか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 合併して、住民サービスの低下というのをしてはならないと私は考えています。だから、旧椎田町、旧築城町でサービスの低下をさせてはならんと。例えば社協の方で、この事業を廃止しようかということで、合併協議、事務局レベルでやっておったのを僕も気がつかなかったのが悪かったんですけど、築城での制度がやめられようとしておったのを、これはい

かんよということで、もう1回残したようなところもございますし、僕が就任してから。そういうことで、あと、財政的にいい制度は残しながら、財政をどのようにして堅持していくかと。これは先ほどもちょっと申しましたけれども、いわゆる経常経費のこれを削減しながら。この経常経費の中でも人件費が一番多ございます。だから、職員を私は、今250人おる職員を、50名は5年間で減らしますという考え方で、採用を、これも、しかし、首を切るわけにはいきません。だから、自然減によって、採用を極力しないような形で経常経費を、これを抑えていきますと。このような状況を今考えております。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） 町長が余りにも具体的なお話をしたいような気配ですので、早速これに入ってお話をお伺いします。

平成16年度の、有永議員も先ほど16年度の数字を申し上げておりましたけれども、平成16年度の数字、今確定した数字は、平成16年度の数字しかないわけですから、平成16年度に幾らのお金がかかったか。築城、椎田合わせて。これ合わせて119億のお金が必要だったわけです。平成16年度に。それを調達するために、どういう方法でお金が入ったか。これを見てもみますと、税として入るのが、先ほど町長からお話ありましたけれども、税として入るのが14億。それからもう一つ大きな問題は、地方債として、要するに借用書を書いて調達する資金が12億8,000万あったわけです。その他の多くは、その他、繰入金等いろいろありますけれども、国等の補助金による手当て、これが全体で55億、パーセントで言うと45%ぐらいあります。これだけのお金は国・県等の補助金で入ってきたと、こういう状況になっております。この入ってきたお金、実際、平成16年度に入ったのは122億になってます。両町合わせるとで119億。先ほどの経常収支等の表によりますと、実際の単年度の収支につきましては、マイナスになっておるということになっておりますのは、御存知と思いますが、実際、これは小さい数字はいいです。120億のお金が必要だと。その120億のお金を集めるために、税と国・県の補助金と、それから地方債、これで大概を集めた。使うのは何かというと、先ほどの人件費と、大きく公債費、その他はそれぞれの部門に必要なお金がありますので、それについては詳しく述べるのは控えておきますが、町長は先ほどから、この財政再建というのは、これ言うなれば、今の数字は、一般企業で言いましたら、単年度の収支、損益計算書に当たる部分です。この1年間でどれだけ収益が上がったかと計算するのが、この損益シート。国ではプライマリーバランスみたいな言葉を使っておられるようですけども。これについて、あなたは、先ほどからのお話の中で、まず増収の増加を図る、このためには有永議員の質問の中にあっただと思いますが、基地関連でお国にお願いしまして、この増収に当たる部分の増加を図りたいと、こういうことが一つ。もう一つは企業誘致を積極的にやる。こういうような考えが先ほど述べられました。出る方の考

え方としましては、職員減をやるんだと。住民サービスは減らすことができない。職員減はやるんだと、こういうふうなお話を今までに聞いておりますが、これ以外、あるいは最も重点に置いてやる計画というのがあります。もしありましたら教えていただきたい。出る方と入方の方策の中で、先ほどのお話以外にあなたが重点項目として持っておられる考え方があれば教えていただきたい。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 基本的には、今私が申した形で、あと細かいことはいろいろございますけれども、大きい項目という形になれば、税収をふやすこと、そしてあとは歳出削減は人件費、経常経費です。人件費を含めた物件費、これは極力詰めていくと。あとは、もうほとんど町民サービスの関係になってきますので、これを減らした合併ではどうもならないと思うので、合併したからにはそれ以上のことを住民にはサービスし、だから、このところが非常に、その財源をどうするかという形になれば、今言ったような、とりあえずは、職員減の分が、大体毎年1億ずつぐらいは減ってくるのではなかろうかなと、5年間で5億円は。それとあとは、国から、合併したことよっての支援金、これはございます。この支援金が若干、県、国で大体五、六億ぐらいあると思います。県からは1億、国からは特別交付税というのが3億ぐらいあります。それから普通交付税が2億ぐらい、たしかあったと考えておるので、そういう形で、5年、10年間は少しはそういう金が使えけれども、10年以降は、その金がなくなるんだよという考え方でいかなければ。5年間は完全に保障されるわけでございます。6年目から、これはそういう歳入はなくなるので、あとは自主財源、これをふやす必要が出てくるというふうに考えています。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） 予定をすべて変えます。早速これに入ります。あなたは5年後の数字を今いろいろ申されました。この新町建設計画は、あなたが会長の合併協議会で作成したものであります。あなたが今計画しております総合計画を、審議会を立ち上げようとされておりますが、その総合計画と、これの相関関係、どのような位置関係で私どもは理解すればいいか。その点をまず先にお答え願います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 総合計画は、一応この財政計画というのがございます。これを勘案しながらやっていく必要があるかと思えます。そして、大きな確定要素があれば、変更していくという形になろうかと思えます。

以上です。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） ということは、これがあなたのお考えの総合計画の骨格になるん

だというふうに理解して差し支えないと、こういうことですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） それで結構でございます。この新町建設計画に肉をつけていくんだという考え方で理解してください。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） この具体的な数字を少し申し上げます。先ほどあなたは、人件費が5年でどれだけ減るんだというようなことをおっしゃっていましたが、年間1億、5億減るといってお話でございました。ここの一番最後に財政計画、何で私がこれを持ってきたかと申し上げますと、今後10年間ぐらいの数字の目安として出ているのは、ほかに目に当たらなかったわけです。これしかなかったわけです。それで、見てみますと、この収支、歳入歳出の、歳出の項を10年間の数字として出しているわけです。今あなたのおっしゃる人件費は、平成16年度の数字で、先ほどの数字、平成16年度、2町合わせて22億6,000万かかっている。ここで、18年度も22億4,000万という数字になっています。あなたの任期であります4年後、もうあなたが4年後にもう1回再選されて10年される可能性もあるでしょうけれども、今の時点で、あなたが責任持って発言できるのは4年後まででしょうから、その4年後の数字を見てみます。平成21年、この時の予定の数字が20億9,000万ですから、21億なんです。この4年間で、極端に言いますと、平成16年から21年までの6年、この間に1億減ったような計画が、ここに数字で出てます。これが、あなたの総合計画の骨格になっている。ということになると、財政を再建する、あなたは人件費を減らす。一つの目玉として、1億を減らす。10年たって18億ですから、数字としては、あなたが指標とする数字、もちろん出たり入ったりは考えるでしょうけれども、基本となる数字は4億減っているだけなんです。10年後には。ということは、これはあなたのおっしゃるような財政再建の目玉として、職員減をやるんだということは一つの方法かも知れませんが、本当に今の財政状態、破産に近い状態の財政状態を再建するのに役に立つような数字とお考えですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この62ページにある財政計画、これは少し私が一応考えておる額よりは甘い額でございます。私は5年間で。人件費だけじゃございません。総務費関係等々、そういう経常経費を5億減しますよということで考えて、必ずしも人件費だけではございませんけど、基本的には人件費が大きなウエートを持つんだということで、私は21年の5年後、4年後、少なくとも、三、四億ぐらいは減せる、減さなければと、このように考えております。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） じゃもう1点申し上げます。いかにこの計画が財政再建の効果の

ない計画になっておるかという証拠です。順番が全然違ってしまいました。もう全体として、私の通告の中で、後ほどの問題点の中に、滞納分と地方債の残高についてのことがポイントとして出しております。初めに申し上げましたように、それぞれのお答えをかなりいただいておりますので、ここに一遍で入らせていただきます。

まず、先ほど平成16年度の1年分、単年度の収支はこうだというふうに申し上げました。120億ぐらい入るやつと出るやつがあるんだと。その1年度では。一般企業で言いましたら、1年間の収益だけを計算する場合と、もう1回、最後の状態で、今の財産がどういう状況であるか、貸借対照表というのがあるわけです。借金がどれだけあって、財産がこれだけある。今、この企業としてはこれだけの財産があるから、優良企業なんだという判断をされるわけです。あなたもおっしゃるように破産状態である。私もそれはほぼ認識できます。その状態の一つが、滞納の関係はもうちょっと省略しますので、申しわけありませんが、地方債の方に移ります。この地方債が、貸借対照表的な考え方で言いますと、平成16年度時点での地方債、要するに借金総額が幾らかと申しますと、122億ぐらいだったと思うんですが、ちょっと財政課長、確認できませんか。

議長（田原 親君） 財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 17年度末で120億程度だったと思っています。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） この資料の中には15年度までであるわけです。あなたの新町の建設計画の中の5ページには。地方債の残高が、平成15年度で120億なんです。私はこの県の資料の財政資料をチェックして拾ったら、122億ぐらいあったような気がするんですが、大体それだけの数字です。片やこちらで122億の借金があるわけです。この122億の借金、こっちに滞納分等を含んで入ってくる。入ってきておるべきお金があるわけです。その差し引きしても、とんでもない多いと、こういうことになります。この地方債、要するに町が借金として借入書を書いておる分、これが120億あります。国に比べたら、国は七百何十兆ですから、年間予算で言うたら10年分ぐらいの借金持っている国です。

ここで私があなたにお願いしたのは、お国にお願いしてお金をいただきたいというふうな考えを持っておられても、国はそれだけの借金がある。そんなところに何とかしてくれと言って、おうわかった、ほらと言ってくれる可能性はきわめて少ないという気がするわけです。ですから、独自で何とかする方法を考えなければならない。120億の地方債を処理していくような考え方は、あなたの中にはありますか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この120億の地方債の中にも、これは交付税の算入の分が大分ござい



ます。これの40%ぐらいは多分交付税算入してくるのではないかと思うので、実質はこれの60%が純然たる借金ではないかなと考えております。ちょっと定かではございませんけど、パーセンテージは。そういう交付税の必ず見てくれる借金という制度になっておりますので、実質は120億の借金じゃないということで、特例債も一緒です。今度合併で使える特例債も70%は交付税で見てもらえるという形になっている。そういう形の中で、今まで極力投資的経費というか、事業は私は椎田町ではやってきてない、実際。継続事業だけはずっと、漁港とかそれから私がやったのは中学校の体育館ぐらい。これも大幅に規模を縮小した形でやりましたし、そういう形の中で極力投資的経費は、今後抑えていくという形じゃないと、これ以上の借金増はしてはならないと。そして返すのは細々と交付税で返していかなきゃならない問題。税金が十四、五億しかございません。本来なら、この税金で返していくのが筋でございますけれども、これはちょうど椎田の場合は、人件費相当分ぐらいが9億なんです。9億から10億。築城は交付税等々上増ししなければこの人件費は払えなかったと。

議員（9番 小林 和政君） そんなお話要りません。

町長（新川 久三君） そういうことで、返すのは、これは税金と交付税、これで返していかなければいけないから、この義務的経費というのは、必ず予算に計上していかなければいけないということでございますので、必ず返す形をまず優先的に考えないかんと考えてます。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） あなたが当初に、この計画が玉虫色であるというような発言なさいました。ということは、これはかなり、言い方は悪いですけども、いいかげんな資料をつくったと。こういうふうな感じ、お持ちですか。

町長（新川 久三君） これは、合併をするために新町建設計画、要ります。だから、いろんな中身が、具体的な中身、ほとんど書かれてないと思います。だから玉虫色と。財政計画にしても、現在の数値、これを基礎に数値を当てはめていっておりますので、自分の政策的な意図が全く出てきておりません。この中には。そういうことで、もし私がするんであれば、政策的な形で少し変えるところも出てくるということを御認識していただきたいと思います。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） いいですか。あなたこれ、本来の目的というのがあります、これ。これは町民に目にしてもらうために合併を了解していただく。町民の目にしていただくための材料として提案した。私は初めに申し上げました。住民の方々に十二分な理解を得ているか、あなたは町長室から何度か出しているから理解してもらえているんじゃないかと認識しておるという中で、これはさらに住民の方に合併の意義を認識してもらうためにつくられたものじゃないんですか。この資料の目的、新町における総合的かつ効果的なまちづくりを推進するための基本方針

である。新町の将来に関するビジョンを提示するものであって、新町のマスタープラン、主要施策や主要事業の計画となっております。これをあなたは玉虫色とおっしゃる。あなたの意識は入っていない。ところが、合併協議会の責任者はあなたですよ。ということは、合併協議会で物すごいいいかげんなつくり方をされたんであるかということに疑っております。それを聞いても、同じことだと思えます。私はそう思っておるというふうに御理解いただいて、最後の質問になります。この地方債の関係を特に申し上げておきたい。この財政計画、最後の財政計画の中で、あなたは減らしていかなければならない考えである。あなたの、先ほども申し上げましたけど、あなたの任期の4年後の数字をこれを取り上げてみます。これは、歳入の方に地方債と歳出の方に公債費という形で出ております。歳入の方に入ってくるお金の地方債は、これだけの借用書を書くという分です。出て行く方の公債費は、その借金を返すための元金と利息の合計額が出ておると、こういうことになっております。先ほど平成16年度で120億あると確認しました。あなたの任期が終わる21年度の計画がどうなっておるか、全体の歳入歳出の数字は90億で計算しておるわけです。全体的には、今の平成16年度に比べれば30億の減の全体の予算です。この予算の中で、これは今言いよったら時間がありませんので、申し上げませんが、人件費とかその他使う費用はほとんど変わらないんです。何が減っているか。住民サービスに使うためのお金が減ってきているというわけです。30億のお金が減るわけです。さっきもお話しましたように、人件費が減る。22億が21億になるわけですから、1億ちょっとしか減らない計画が立っているわけです。でも、全体的には90億のお金しかない。こういう状況になっています。こういう状況の中で、4年後の地方債の状況を考えてみます。これから平成21年度までに地方債として借用書をこれまでの間に書く、何ぼ書くか計算してみたわけです。53億書くんです。あなたの任期の終わる4年後までに。53億の借用書を書いて地方債を発行する。要するに53億の地方債がふえる。その分償却するのはどれだけか。元金の償却、これが公債費です。これがその期間に出る金額は幾らかというと、55億7,000万です。53億6,000万の借用書を書いて、55億7,000万の借金の返済をすると、こういう計画になっておるわけです。一切差し引きますと2億ほどありますが、これは利息に相当する分が、利率は5%以内ということに決まっておりますので、100億あっても利息は最高5億です。利息として必要なのは、利率が今低いでしょうから、それはよくわかりませんが、2億程度の支払が多いというのは、残高自体が減る可能性はほとんどないということなんです。そうでしょう。どうです。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 私も玉虫色というのは、こういう所に出てきておるということで、実効的には、この地方債、これは特例債が基本になろうかと考えておる。だから事務の部門でも、こういう18から21までが大体地方債が12億1,600万ほど、毎年それぐらいです。それぐ

らしい事業を予定をしておるというのが当初の合併協議会の状況だろうと思います。けれども、これは不要不急のものは絶対やってはならんという考え方で、これ以下に抑える形は当然やっていかないかんだろうと思いますし。地方債が約七十数億あります。許可されるのは。しかし、これ全部使ってもだめだということで、地方債はこの補助金プラス合併特例債を組み合わせながらいけば、ずっと落とせるというふうに自分の頭の中では考えておりますし、極力そういう財政運用は努めてまいりたいと考えております。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） ついででございますので、10年後の数字も申し上げておきます。いいですか。今120億の地方債があります。10年間で104億の地方債を出します。支払いをどれだけするかというと、127億します。ということは、実際払ったお金が23億ほどふえるわけです。23億がそのまま元金に入っておれば100億切るぐらいの残高になるという見通しになるわけですが、当然5億、6億の利息がありますので、10年たっても100億は減っておりません。その時点での財政規模は90億程度です。この10年間、あなたが、今この協議会の会長として作り上げた財政計画の、あなたは新しい総合計画の骨子にするんだというものです。これが、10年間は最低100億の地方債を抱えて、ずっといくということです。こういう形がここにできております。先ほどあなたのおっしゃいました合併によるメリットは全然計算に入れてないのか。これは実はその前に、財政計画の文書があります。この文書の所に、歳入については、すべて財政による国からの支援、メリットはすべて計算に入れた上での数字でございますということに、ここに注が打っております。ということは、財政のメリットをすべて考えた。支援をすべて考えてみて、この数字を出したと。よっぽどの強い気持ちを持って体制をつくり上げて、実行していかないと、財政再建なんかは全く目に見えてこない。こういうふうに私は思いますが、いかがですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 地方債一つとっても、小林議員はいわゆる交付税算入のことを頭に私は入れていただきたいと思えます。もう頭から、全部借金は借金という形で質問されておるようでございますけれども、交付税算入ということで、特例債を使えば、特例債の許可は、所要額の95%貸していただけます。そして、その70%は交付税で算入していただけるという形になれば、六十七、八%ぐらいの形で一応交付税返す時に、元利償還する時に、元利とも見ていただくと、そういう制度でございますので、そこのところ、ちょっと頭に入れていただきたいと。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） 交付税の算入とおっしゃいますけれども、この地方交付税の数字もここにちゃんと出してあります。出てあります。合併によるメリットはすべて算入した数字が

これだということここに出てきておるわけです。これ以外に、あなたは、特例債として別の地方債を発行し、それをこの交付金の対象、70%の対象にしようとする意欲があるわけですか。そういう意味で今のお話をおっしゃっているわけですか、どうです。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） そういう、ほかの地方債をするという意欲は、これは許可にならないものについては、例えば町営住宅の建設なんかは、今までどおりの住宅の建設債という形で借りて、これは今、築城の方で計画、まだしておりますし、やめるわけにはいかないという説明も受けておりますし、それはそれでやっていかなければいけないと考えております。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） 実は、私が心配しておりますのは、3月の11日の毎日新聞にも載っておりました。今度の4月から地方債の自由発行を許すと。三位改革の一環として、地方債の自由発行、事前協議だけで、地方債の自由発行を4月から実施するんだという内容が載っておりました。新聞記者も言っていましたので御存知かと思いますが、この内容は、実質の公債比率が18%未満の自治体で、これが市町村では27%の町村は対象にならんと。うち、入らないんじゃないかと思って、入らないといいなというぐらいの気持ちで見たわけですが、16年度を見ますと、起債制限比率と言いまして、今まで20%を超えなければできていたのが、18%になった時には、実質公債比率という形になるそうですが、これは今の起債制限比率に4%ぐらい加えた数字だそうです。ということは、うちの数字を今見ますと、まだこの中に、対象外でないわけです。言いかえれば、4月から自由発行しようと思ったら何とかなる組織であるわけですから、これ以上ふやすような、借金を抱えたままでいくような財政再建はあり得ないよということが言いたいわけです。わかります。だから、極端な例を一つ申し上げて私の質問を終わりますが、一番極端な例を申し上げます。10年間の地方債として発行する分をゼロにする。10年間、104億、地方債発行できないわけです。要らないわけです。これはいいでしょう。100億入ってくる、10年間、そうしたら借金チャラになります。しかし、これに見合うのは、先ほどお話になりましたように、あしたから苅田町にならんとできないわけです。そのための手をどういうふうに打つかと。あなたは税収増のために企業誘致を考える。これはいい手と思うんです。企業誘致で、年間税金を20億ほど入れてくれる企業をすぐ入れることです。そうすれば、地方債要りませんから。それをあしたからかかると約束してもらえませんか。

町長（新川 久三君） 今、自治体の3割が基準外ということで、この3割の基準外に築上町は入っていない。私もこの記事持ってます。ちゃんと答弁をするために持ってきております。そういうことで、まだまだよそより、この3割ある町よりはいいというふうに考えていただいて、全く借金しないで、行政運営する、それはナンセンスです。そういうことは絶対私はしません。借金

しながらやった財政運営をやらないと、何もできません。この町では。だから、極力私は借金を抑えながら、この町を運営、4年間させていただきます。それで、今までよりの起債をする形の方が極力事業は、大型事業は抑えていくという考え方でいけば、借金は少なくなってくると。今まで借りた分は返さないといけないから、それは当然でございますし、そののところだけ申し添えておきます。

議長（田原 親君） 小林議員。

議員（9番 小林 和政君） 財政再建と口では簡単に言いますが、去年と同じことをしていたら、どんどんたまっていくということはもう間違いないわけですから。前年度の部分を踏襲しながら進んでいきますということは、どんどん破産に進んでおるといふふうに認識していただいて、私、質問の項目で通告しておりましたけれども、滞納分の数字の処理も、今までみたいな処理の仕方では絶対通用しませんので、これを当然入っておくべき数字ですから、これに対しても、あるいは収収対策に対しても、地方債の減についても、並々ならぬ決意がない限りは、絶対財政再建は進まない、こういうことを申し上げて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（田原 親君） 御苦労でございました。

.....  
議長（田原 親君） これで一たん休憩します。再開を1時10分からお願いいたします。

午後0時12分休憩

.....  
午後1時10分再開

議長（田原 親君） それでは、会議を再開します。

引き続き、5番目に10番、塩田昌生議員。

議員（10番 塩田 昌生君） 私の質問は、現在使用しておる水道使用量の見直しでございます。現在核家族が物すごく進んでおります。それによって、高齢者もふえ、ひとり暮らしの人もふえております。その水道使用量が10トンで基準を抑えております。よって、これ以下の人も10トンでお金を出しておるのが現状でございます。それで、とにかく、辛抱して貧乏するというようなことでありまして、これをどうか見直しをしていただきたいと。する考えがありますか、どうか、水道課長、よろしく申し上げます。

議長（田原 親君） 水道課長。

上水道課長（片山 益朗君） 上水道課の片山と申します。塩田議員さんの質問にお答えいたします。

基準の見直しということですが、基本水量10トンの見直し及び軽減、免除等の見直しについ

ては、現在のところ考えておりません。給水人口は年々少しずつ減少しており、給水件数は年々少しずつ増加しております。1戸当たりの使用量はほとんど変わらないようです。例えば、5トン未満の家庭に対し、3割軽減すると仮定し試算しますと、上水道の場合、18年の2月で給水戸数が3,385戸ございますが、そのうち5トン未満の家庭が662戸あります。全体としては約20%になっております。金額にいたしますと、現行料金で139万円、3割軽減で41万7,000円の減額となります。これをもし軽減いたしますと、年間で約500万円の減収となります。この中から、さらに年齢や所得、家族構成等を把握した上で軽減対象世帯を決めるようになると思いますけど、現行の電算システムでは、把握が困難であります。システムの変更に伴う経費も必要になってまいります。

基本水量を下げて少なく使った家庭が安くできましても、基本水量以上に使われる家庭にとりましては、超過料金でかえって高くなるということも考えられます。基本水量の見直しにつきましては、しっかりした財政計画に基づいて行われなくてはならないと考えております。実施する場合、軽減措置に伴う収入減につきましては、県地方課に聞きましたけど、一般会計で負担するようになるということで、回答を得ております。

こういったことから、特別の理由がある町民の方におきましては、従来どおり、上水道、簡易水道とも条例規則で料金等の軽減、または免除できる制度がありますので、その制度に基づく申請をしていただきまして、それに対しまして処理をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田原 親君） 塩田議員。

議員（10番 塩田 昌生君） この使用量だけでこだわっているんじゃないんです。その10トン以下、そこそこに使う、あっちはまだ全然水を使ってないと言ったら、そのうちの物すごく水を使うんです。どんどんどん、節水節水という時期にそこもぎりぎりいっぱいまで使うということで、かえって節水にはつながらないと思います。また、水の使用量によって、その家庭、生活のバロメーターにもなるかと思しますので、水のチェックというんですか、愛のネットワークみたいなものでしたらどうかと、これは案です。

以上です。

議長（田原 親君） 水道課長。

上水道課長（片山 益朗君） トン数によります軽減措置等につきましては、全国的に見ましても4トンからトン刻みで9トンまでしている市町村もございます。そういうトン刻みの所もありますけれども、その4トンとか5トンにしている市町村を見ますと、かえって水道の使用量を低減というか、抑えるためにしている所があって、かえってトン当たりの金額は高いついてると

というのが現状みたいです。議員さんの言われるようなことも今後検討課題に入れまして、将来的に財政計画、先ほど申し述べましたとおり、財政計画的なものが大事になりますので、そういうことを考えながら、できるものがありましたら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 水道課長では答えにくい場面があったらと思いますので、基本的には、高齢者世帯、これについては高齢者の単身世帯、これは軽減措置の中で一般会計から、これは福祉の充実というようなことでやってもいいのではないかなと考えておりますので、これはまた水道行政とは別の、福祉行政の中で考えて、今後、早急に検討して、実施できればやりたいと思っております。

議長（田原 親君） 塩田議員。

議員（10番 塩田 昌生君） 大体よくわかったような、わからないようなことですが、今度は、いっぱい、家庭を回ったら、そういうのを言うてくれ、言うてくれという人が物すごく多かったものですから。

以上です。終わります。

議長（田原 親君） 御苦勞でございました。

.....  
議長（田原 親君） 次に25番、川端政廣議員。

議員（25番 川端 政廣君） それでは、質問通告をしておりますので、その通告に従って質問をまいります。

質問に入る前に、今回、1月10日に椎田町、築城町が合併をしまして、新しい町になりました。2月に町長選挙ございまして、新しく新町の町長にめでたく新川町長、御就任なさいまして、まことにおめでとうございます。それと同時に、これからの町づくりには大変な心労があるかと思えます。我々住民もともに協力しながら、町づくりに期していかなければと、このように考える次第でございます。

そこで、今回質問します地域資源の活用、いわゆる新エネルギー、つまり環境に優しい町づくり築上町ということで何点か質問をまいります。

既に、旧椎田町では、有機物の循環事業が、既に平成6年から一部実施をされております。この特別措置法、いわゆる新エネルギー法ですが、それによりますと、新エネルギーとは石油代替エネルギー、石油にかわるエネルギーだと。このように定義づけをされております。したがって、これを急ぐ必要があると、そういう認識をしております。

そこで、新川町長、新エネルギーの必要性、認識、意識、こういうものについて、町長の御見解をまずお尋ねをしておきます。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 地域資源の活用ということで、これは当然新しいエネルギー、それとリサイクル関係を、これはぜひ推進していかなければいけないと、このように考えております。

議長（田原 親君） 川端議員。

議員（25番 川端 政廣君） この新エネルギーを導入していかなければならないという認識は我々も同じでございます。いわゆるこのエネルギーは、社会経済をやっていくときには基礎的な資源である。この資源、今まさに化石エネルギーの消費によって、二酸化炭素、いわゆるCO<sub>2</sub>、これなどが排出されて、地球環境が非常に悪化をしております。そして、この地球資源は、枯渇の状態に今、向かおうとしております。つまり、新エネルギーを早くしなければならぬと、急ぐ問題でございます。

そこで、例えば石炭については、約200年有余、石油、天然ガス、天然ガスについては、あと60年、石油に至ってはあと40年そこそこしかもうないと、このような試算が今出ております。

そこで、具体的に少し話を進めてまいります。そこで、公共施設への新エネルギー導入、公共施設に新エネルギーを導入したらどうだろうかという内容でございます。御承知のように、自然の恵みと申しますか、太陽光発電、あるいは太陽熱利用エネルギーは、だれでも利用できるし、非常にこのエネルギーは関心があります、皆さんも。非常に高い、関心の高いエネルギーでございます。それを公共施設を初め、集合住宅などに段階的に導入したらどうだろうかという一つの提案です。しかも、このことで、町としての新エネルギーの推進に向けた姿勢が住民にアピールできるわけです。と同時に、町民への啓発効果が期待できるわけです。町長のこの導入に、公共施設、集合住宅に、この新エネルギーの導入を考えたらどうかという提案でございますが、考え方を聞かせてください。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 太陽熱の、基本的には利用ということで、太陽熱発電を屋根に設置するというところでございましょうけれども、これは今防衛施設庁の試験的に行っておりますけれども、各学校等々で、こういう施設の設置助成規定ができておるようでございますし、その取り組み、従前、椎田町の時代に西口議員の方から質問が出ておりましたけど、ぜひ取り組みはしていきたいと。そしてあとは、独自に設置するという場合については、コストと建設費、建設費がどうなるかというものも試算しながらやっていかなければ、やはり行政でございますし、本当は少しくらい金がかかっても、地球全体のためにはそういうふうな形の形態が全国で行われれば一番いい



方向ではなからうかと思えますけれども、ただこの築上町だけがそういう方向という形では、なかなか、割高になった場合は、金のない町でございますので、そののところまだまだ全部そういうシステム。それともう一つは、今ごみのRDFの燃料をつくっております。この燃料が何とか自分の町で使えないかと。使うためには、灰の埋立場所が必要だということで、なかなかそれが踏み切れない一つの現状でございますし、極力RDFの燃料を何とか活用できるような方策、そうしないと、その委託しておる経費が年間約6,000万を超えるような経費をセメント会社に払ってやっていかなければいけないということで、本当にもったいない話でございますし、何とかこのエネルギー、これも一つの新エネルギーという考え方で、何とかこれが有効利用できるような形を、今事務の方に命じておりますけど、なかなか灰の捨て場所が見つからないというようなことで、なかなか難航しているようでございますし、そういうのもぜひ推進していきたいと考えております。

議長（田原 親君） 川端議員。

議員（25番 川端 政廣君） この新エネルギーは一つの例として太陽光熱、こういうものを利用したらどうかという例を出しましたけど、新エネルギーというのは、非常に範囲が広くて、検討していく意味は十分の材料だと思っております。特にお金がないと町長言われておりますので、多少の先行投資は必要でございましょうけど、その分すれば、あとは無限に広がるエネルギーだということでぜひ検討していただきたいと、このように思います。

それでは教育長にお尋ねをいたします。教育長には、環境教育、エコスクール、これについて導入したらどうかということについて質問をいたします。

今現在、小・中学校におきましては、環境問題、特に総合学習などにおいて、環境問題への関心が非常に高いわけでございます。そんな中で、子供たちに新エネルギーのなお一層の理解を得るためにも、エコスクール事業の導入を図らなければならないと、このように考えるわけでございます。しかも、彼らが大人になり、いよいよ社会経済活動を始めるころには、地球資源も底をつきます。つまり、環境教育、エコスクールが重要視されてきます。今非常に重要視されてきます。したがって、このエコスクール事業を強力に、学校の方に進める必要があるわけです。教育長の見解はいかがでしょうか。

議長（田原 親君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） お答えいたします。

多くの方はエコスクールという言葉自体が非常に耳新しい。ということは、まだ一般にはなじみになっていない言葉だと思うんですけども、学校関係では、平成8年ごろから、このエコスクールという言葉は出てきました。ここ一、二年になって、急速にその取り組み指導が進んでおります。エコスクールの意味は環境に配慮した学校、あるいは環境に配慮した教育を行う学校と、

こういう定義づけがなされています。まだ、特にこの築上町については、太陽光エネルギーあるいは風力、そういうエネルギーを利用した施設はもちろんございませんが、今後学校が、統廃合なりが進んで、新しい施設、設備を整備しなくちゃならん時には、そういうもの、当然考えた施設を考えていかななくてはならないと思います。

それで、こういうふうに取り組んでいきますと、これはまだことしの統計は出ていませんけれども、参考までに、昨年まで全国3万5,000校、小・中学校ございますが、その中で424校、パーセントで言いますと1.2%の学校がエコスクールということで活動を始めております。徐々にその輪が広がっていくのは間違いありません。ことし18年度の申し込みが先日ありましたけれども、築上町は合併したてで、まず学校を、10校ありますので、その学校を同じように扱う、そういう取り組みからまず始めなくてはならないだろうということで、18年度は申し込みをいたしておりません。これから、そういうパイロットモデル事業と言っていますけれども、それに参加することも考えていかななくてはならないのかなと、こう思っています。

今、旧椎田町では、八津田小学校と、それから椎田小学校で、つい先日、11日、コマーレで発表いたしましたけれども、循環事業ということで取り組んでおります。し尿を利用した肥料でつくった有機米を椎田町の子供には給食で食べさせていたわけですが、これはもうきわめて好評で、子供たちも大変喜んでおります。田植えから稲づくりの体験まで通して。

このエコスクールの事業の中には、豊かな人間性を養うというのも一つのねらいとしてはあるんです。私は、そういう意味では、ここは先取りして、環境に優しい学校教育活動をやっていると。これは今後、旧築城町の学校にも取り入れていきたいと、こういうふうに考えています。おいしいものを食べられる、おいしいものができる、自分のふるさとをそこで見直す、そういう人間が育っていくのではないかと、こう思っておりますので、積極的に前向きな姿勢で取り組みたいと思います。

以上です。

議長（田原 親君） 川端議員。

議員（25番 川端 政廣君） ただいま教育長から答弁をいただきまして、子供に環境教育をするということが非常に大事だということを私も質問したわけで、御回答ありがとうございました。

そこで、再び、新川町長、質問いたします。新川町長には、小水力発電、小水力の発電、城井川等と、このようにしておりますが、御承知のように、旧築城地区ではよく言われておりますが、ウナギの寝床、つまり城井谷になっております。しかも、そこに流れる城井川や、その地区内を流れる大小の河川があるわけです。つまり、小水力発電設置をするのに適しているわけがございます。それをエネルギーに変えるということでございます。つまり、それは小さなエネルギーで

ございますが、住民が身近にこの新エネルギーの存在を感じることができるわけです。しかも、川や水に対して関心を高める期待ができますと同時に、子供たちの環境や住民意識の啓発にも役立つわけでございます。したがって、新エネルギーの意識の高揚、新エネルギーとはどういうことかという意識が高揚してきますと、つまり河川の浄化につながる、川が非常にきれいになる、意識がわかってくるから。そういうことによって、この機会に、先ほどから答弁も、町長ございましたように、総合計画を今から立ち上げるんだと、そのビジョンの中に基本計画、あるいは実施計画を早急に導入していくということが大事だと思いますので、そういう考え方について御答弁を願います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 質問は、小水力発電の導入ということでございますけれども、これは県の河川管理者の県の土木事務所等と協議しながら、こういう形ができれば、非常に公共の施設等があれば、そこにこの発電を持っていくと。本来なら、これが蓄電できれば、夜間の道路の外灯、これに利用できればいいがなど。川端議員の質問の中で、蓄電できる装置があれば非常にこれなら割安な安全な道路という形になるがなというふうな考え方、そういう形があれば、ぜひ取り組んでいきたいと。また、総合計画にもぜひそういう一つの、新たな新エネルギーという、これは見直しになるかと思っておりますけれども、今ある資源を大事にしながらという形になれば、城井川の資源を大事に使っていくということは非常にいいことじゃないかなと思っておりますので、検討に値するというふうに考えております。

議長（田原 親君） 川端議員。

議員（25番 川端 政廣君） そういうことで、先ほどから質問の中でも財政が厳しいからむだなお金は使うなと、こういう御提言がございましたが、必要なものはお金を使っていくということもまた大事な問題でございます。

これをもちまして、私の質問を終わります。

議長（田原 親君） 御苦労でございます。

.....  
議長（田原 親君） 次に1番、塩田文男議員。

議員（1番 塩田 文男君） 在日米軍再編の航空自衛隊築城基地へ訓練移転について、今後の対応という形で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、築上町で今後の課題といたしましては、行財政改革、またこの米軍再編については、大きな課題になるのではないかなと思っております。そこで、初代築上町町長、新川町長には、絶大なる手腕を発揮していただきたいと心から願っております。

まず、戦後現在の航空築城基地、アメリカより返還を受けまして、そして日米安保条約という

中を経てきて、今日までにはいろんな形で窓口、福岡防衛施設局を通じて、いろんな民生安定事業、防音工事、それにシラサギの駆除等々、かなりの防衛予算で来ております。

しかしながら、この基地の周辺、特に旧椎田で言えば八津田地区、いろんな騒音公害に今まで悩まされています。そして、私も基地対策を2年ほどしたわけなんですけども、その中で、いろんな陳情、今も毎年陳情を行っております。しかし、これも住民の十分な意思になかなか伝わって、またかなっておりません。そういう中で、まず米軍再編の問題に入る前に、この基地が迷惑施設とは言えない。これは国防が絡んでいるという形で、町長に、国防についてどのような認識でまずおられるか、先にお尋ねしたいと思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 国防は必要と考えています。

議長（田原 親君） 塩田議員。

議員（1番 塩田 文男君） 国防は必要と考えている。わかりました。それは町長のお考えなんです。私は国防については、じゃ私の考えを少し言わせていただきたいと思います。

このように、議会、また毎日いろいろと皆さんもいろんな日程をこなして過ごされて、家庭で家族と過ごされる時間もあるかと思いますが、そういった形で安全にこういったいろいろなことが日常行われることが、ある意味私たち国民の守ってくれている。これが国防のあり方であり、また築城航空自衛隊基地は全国にありますけども、その国防の一つの基地が航空自衛隊基地とっております。その近隣の地域というのは、また多大なる騒音公害等、いろんな形で被害を受けております。そういう中で、築上町においては、その問題は戦後からずっと来たわけなんですけれども、当選後、町長、2月14日の新聞には、移転候補地に新北九州空港を検討するよう政府に提案していく方針を示したと。また、翌日の新聞には、名前を出されたのはやぶさかじゃないですが、候補地を分散するよう政府に求めていくという形で述べられております。

まずそこでお聞きしたいのは、候補地を求めていくのか。また北九州空港という形で求めていけるのか。それと、政府は最初から米軍再編という形で、分散をするという形で、新田原や築城基地等に分散という形で米軍再編の話が来ております。ということは、町長は、国と同じことを今言われているわけなんですけど、先ほどの質問の中でも反対を表明されておりますが、そこでは実は反対ではないのではないのか。そういうような疑いも持たれるような気もいたします。そこで確認なんですけど、本当にこの日米再編に反対をしていながら候補地を求めていくのか。それと、本当に反対なのか、この2点をお尋ねします。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この米軍移転については反対ということは、中島議員の質問の時に申し上げておりますし、北九州空港というのは、これは一例を出しただけで、海上空港等々つくれば、

非常に騒音被害が少なくなるよというふうなことで発言したら、新聞に載って。だから固有名詞を出したのはまずかったねという話をただけでございますし、そういう形で、やはり騒音被害のない地域に、この米軍は、これ以上、この築城基地に来てほしくないという形で申したわけでございますし、賛成か反対かといえ、これは当然米軍の移動訓練は反対でございます。

議長（田原 親君） 塩田議員。

議員（1番 塩田 文男君） 私も米軍が来ることについては反対です。ここ、皆さんお間違いになってもらっても困るんですけども、ただ私の考えとしましては、航空自衛隊築城基地と、この米軍が来るというのは、同じ国防をかぶっておりますけども、米軍基地が来ると、米軍再編で訓練機が来るということは、また別の施設がもう一つ来たという認識が僕自身強いんです。先ほど町長は、F2の件で税金をもらうというような話、これもどうなのかなと思いますが、非常にこの問題は米軍再編問題につきましては、国防という形の中でのとらえで、そして反対を求めていくという形の中で、非常に町長の姿勢が本当に問われるんじゃないかと思えます。

先ほどF2で税金をもらえればと言われましたけれども、それをまた今言うと、万が一、税金出しましょうとなった時には米軍賛成になるわけで、そのような言葉は、これは先ほど出た言葉なんです、いかななものかとも思いますが、ただ私が今町長にお願いをしたいのは、しっかりと反対をしていくと。反対だけで言葉で言われても何もなりませんので、それなら私も反対という形でできるんですが、築上町の町長として、どのような形で反対をしていくのか。米軍再編、（ ）F15ですか、来られることについて、どのような形で訴えていくのか。

先日、山口県の岩国市が、住民投票で賛否を問うという形で住民にそういった形でゆだねた結果、市長がコメントしております。国は地元の声をしっかり聞いてほしい。その上で国防安保の政策も判断してほしいとコメントしております。町長の反対はわかるんですが、築上町、まさに築上町に基地があるわけで、これは築上町だけの問題じゃなくて、こういう分散空港は、全国各地に、空母を含めて広がっております。本当に大事な問題で、町長の姿勢が曲がっても困ります。どのように意思を出すのか。また岩国市のような住民投票をするしないは別ですが、するならば、しないならば、じゃ何をするのか、その辺、町長の考えをもう一度お尋ねしたいと思えます。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 反対、反対といっても、国からほとんど中身の提示がございません。だから、それは移動訓練を5つの基地に持ってきますよということで、築城、新田、それから千歳、小松、それから百里、そういう5つの基地に移動訓練を分散させますということで、特に緊急非常時の場合は、築城と新田原、これが固有名詞で上がっておるということで、この中間報告ではやはり築城、新田原がアメリカの会議の中で重要視されているかなという考え方しかございませ

ん。そういう形の中では、これはこっちにすべて持ってこられても反対だよという話もございます。そして、基本的には、これ提示されてからでございますけれども、これは前町長時代、平成12年、工藤町長の時でございますけれども、築城は有本町長になっていたんじゃないかな。この時に、政府とそれぞれ協定をやっておるということで、米軍の移動訓練は、2週間、これが4回と、14日間で4回ということで、56日間はやっていいという協定が現在国と旧椎田町と旧築城町で協定書が交わされております。この内容を超えるのであれば絶対反対していかないかと、このように考えておるところでございます。

議長（田原 親君） 塩田議員。

議員（1番 塩田 文男君） 今、年何回かの米軍との訓練、それを越えるようだったら反対していかないけんと言いますが、これはまさに超えます。超えるから米軍再編という形で来ているわけで、だから町長は反対をするんでしょうから、協定を結んでいるから、その当時の結んだことについて今言っているわけじゃないんですが、これは超えますので、数日前の新聞にも、大方、新田原、築城基地等々、さっき言われた5カ所等の方針固まったと。今からまさに政府からいろんな形で内容が落ちてくると思います。だから、もう一度町長にお尋ねしたいんですが、先ほど国防という形で、国を守るのは賛成だということを言いました。額賀防衛庁長官が来られた時に、額賀長官は国の国防という形で、私は築上町の住民を守るという形を言われたと言いましたので、町長に今の中でもう一つお尋ねしたいんですが、どういうふうにするのか。額賀長官に言われたような時の内容で、新川町長は、どうやって築上町の町民を守る、どうやって守っていくのか、その辺は何かお考えあるんですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 国に対して、戦争をしかけるわけにはいきませんので、対応をじっくり話し合いをしながら、築上町の町民の生活を守るという形になれば、当然防衛施設局とそれから防衛庁、本庁に対して、これは真摯に話をしていくと、これしかないと思います。

以上です。

議長（田原 親君） 塩田議員。

議員（1番 塩田 文男君） それで、それを私もわかっているんですが、ただ町長の姿勢が変わらなければいいなと思って、それだけを頭に置いております。本当に、住民と自治体とを含めて、そういう形で、ある意味、迷惑施設という方もおられますが、迷惑施設には持っていけない、だから非常に難しい、日米再編問題と思ってます。町長の中で、額賀長官が来てお願いしたと言うなら、向こうがわざわざ来たんですから、今度は築上町の町長として、額賀長官の所にそういった形で行ってもいいんじゃないかと。それが町長の反対を示す姿勢ではないかなと思います。そういったところを深く聞きたかったんですが、最後まで日米再編について、間違っても、最初

から条件闘争するようなことのないように、私はこの件についてはお願いをしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

議長（田原 親君） 御苦労さん。

.....  
議長（田原 親君） 次に20番、辻上浩議員。

議員（20番 辻上 浩君） 今、塩田議員からも質問がありました。この在日米軍の再編問題ですが、築城基地を使っただけの訓練、F15機がやってくるということです。この実態というものがどれだけ、まず行政、執行部の方が把握しておられるかなと思うんですが、質問項目にも上げておりますように、この米軍再編で築城基地がどう変えられようとしているか、築上町にどう影響があるか、このことですが、やってくるF15がおります嘉手納の米軍基地、この嘉手納の米軍基地が今何機、米軍機がおって、基地の総数として、何機の航空機がいて、そして離発着をどれぐらいの割合で繰り返して、その影響は町民にどんな影響を与えているか。このことについてどれだけ情報を収集しているかということが非常に大事だと思います。

政府からの説明を待つまでもなく、現在の沖縄の嘉手納の米軍基地がどういう状態にあるのか。そこに住んでいる人がどれだけの被害を受けているのか。このことについて、まずどれだけの情報を把握しているかをお尋ねいたします。担当課でも町長でも。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 一応米軍機の内容というのは、担当課長も把握してない、僕も把握しておりません。だけでも、沖縄の痛みというのは、これはわかります。実際、私も沖縄に行ったこともございますし、非常に飛行機の騒音というのはうるそうございますし、そして米軍のいろんな風紀とか、それから犯罪とか、そういうものも新聞とかテレビで大分報じられておりますし、米軍が来ればこれとは。しかし今回の場合は、こっちに移駐するのではないということで、まだそこまで把握はしておりませんし、とにかく、訓練の内容すらこちらには何もまだ通告がないと。築城に幾ら持ってくる、何機持ってきて、何日間移動訓練で来るとか、そういうものが全く知らされてない中で、そのようないろんな対応をどうするかといっても、その対応というのは、私は今の所考えられないと。もし対応するのであれば、行橋市、それから新しくみやこ町ができますが、3者で共同しながら、そして住民、議会と一緒に話をしながら、この対応策は考えていくべきだろうと、このように考えております。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 今すぐでもできる情報収集というのは、嘉手納の町に基地対策課がありますから、そこからの情報というのが一番ダイレクトです。これは、既に新聞記事になっているのも一部ありますけれども、現在F15の戦闘機が48機あります。総計約90機の米

軍機がおります。そして注目すべきは、年間7万回も離発着を繰り返しています。そして、一番激しい時は、一月の深夜、早朝、騒音の回数が988回というのが記録されました。これは、夜の10時から朝の6時までの間に988回の記録です。こういうことを経験している嘉手納の町から米軍機がやってくるということなんです。これは、明らかに飛行制限があるんです。この夜10時から朝8時までの飛行制限をしているんだけど、米軍が運用上必要な場合は、申請すれば適用されないんです。だから、事実上、これは規制されないで、これだけの988回という騒音の回数が記録される。こういうことを平気でやっている米軍機がやってくるということを考えて、性根を据えてこの訓練の中身ということをすぐにでも情報収集していただきたいと思います。

それと、もう一つ注目すべきは、1日に40機から50機もの外来機が来ているんです。だから、そこにおける米軍の飛行機だけじゃないんです。これは、アメリカの本土のアイダホ州のマウンテンホーム基地のF15、それからニューメキシコ州のキャノン基地のF16、こういうものを含めて、1日に40機から50機の、48機のF15、総計90機の米軍機以外に1日に40から50です。これらが、ローテーションを組んで嘉手納に来ているわけです。なぜかと言ったら、イラクで戦争をして、それを支援していくためのローテーション、前方配備していくためのローテーション、こういうものは1日に四、五十機の外来機といえば、事実上常駐状態です。こういうものが平時で行われているような中身が嘉手納の米軍基地のF15を取り巻く環境だということです。これは、私が新聞記事などで情報収集した一部です。ですから、これらのことは、執行部がその気になれば、嘉手納の方からすぐにでも情報収集できる問題ですし、これ以外にも住民にどれぐらいの影響を与えているか。さまざまな数値と実例があると思います。これをすぐ情報収集すれば、政府からの説明を待つまでもなく、まずやるべきだと考えますが、町長、それやる気があるかどうか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 私は沖縄の状況はつぶさに100%状況把握する必要はないと思うんで、これが幾ら築城に本当に来るのか。それを早く政府が回答というか、我々の方に問題提起してくるべきであろうというふうに考えて、それがなかなかされないということで、日米協議が難航しているのかなというふうに考えていますけれど、そこで、政府が持ってくれば、当然、先ほど塩田議員の質問にもございましたが、今までの訓練の協定の範囲内であれば、当然私は反対することはできないと。これが範囲を超えれば、私は反対してまいりますと、国との協議を反対の立場で臨みますと。このようなことしか今は申せません。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 今回の中間報告とは言いながら、アメリカの方の政府の高官は、国防副長官でしたか、これはもう日米の合意だというふうにはっきり言っているわけです。



日米の合意として、これらの基地再編が行われているわけであって、最終報告を待つまでもなく、これらのことはもう決定事項として進行していった状況なんです。ですから、今の状況で、政府からの対応待ちということではなくて、まずみずからができることに着手して、町民に情報公開をしていく、そのことが大事だと思うんです。特に、町長自身、住民の安全と命を守るのが私の仕事だということを基本に置くなれば、今すぐにでもできることをまずやるべきだと考えますので、沖縄の実態調査、基地を取り巻く関係の情報収集等、実態調査をお約束してください。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 一応約束というか、実態というよりも、今沖縄に飛行機の機種、それは私は必要ないと思っているんですけど、実際。築上町にとって、その沖縄がどんな状態に置かれているか。それは当然沖縄の悲惨なことはわかります。わかりますけれども、すべてそれを把握する必要はないというふうに思っておりますし、そしてこの築城基地にあとどんな形で対応の変化が起こるのかと、これは当然国の方が早く、来ますよと言っているんだから、早くこの国の内容を示してもらいたいというのが私の見解でございます。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） どこから来る、何機来るかというのは、それははっきりしていない問題ですけれども、間違いなく候補として築城の基地にということにははっきりしているわけですから、みずからできることをまずやっていただきたいと思います。そして、その上で、今これまでも日米共同訓練で米軍がやってきております。現実には、これからそういうことを考えますと、日本の安保条約のもとの地位協定のもとでは、米軍には非常な特権が与えられております。そういうことから考えても、治安の悪化、それから犯罪、そういうものに対処するとき、住民に対する危険性というものが今よりも一層増してくるということも考えられます。そういう点での対応からいっても、何としても米軍の築城の基地を使っての訓練については、反対を貫いてもらいたいと、こういうふうに考えます。この点についての態度表明は先ほどされましたので、あえて答弁は要らないと思いますけれども、私は今後の対応として、まず情報収集。それから住民にそのことを広く知らせていくこと。そして地方自治の本旨からいっても、住民の生命や財産を守ることと、そしてとりわけ地位協定のもとでは、自治体ができ得る限りの努力をしないと、本当に生命と安全は守れないということをお腹に銘じて対応していただきたいと思いません。

そういうことを再度求めまして、次の障害者の自立支援法の実施についてお尋ねをいたします。

今回4月の1日から障害者の自立支援法というのが成立をいたしました。これは、既に4月1日から実施されるのを前にして、障害者の方や家族の間から非常に不安が広がっているというのが現状です。これは、福祉サービスの利用料が何といても定率の1割負担となって、これま

でほとんどの人が無料または定額だったのが、大変な負担になるという中身を持っています。また、施設やグループホームの利用者は、食費と居住費も全額自己負担というふうなことも明記されています。既に、障害者の方が通う通所施設などでは、負担増の影響で、これから通所が続けられるかどうか、不安に思っている方もたくさん出ております。今後の対応とそれから、対応を聞く前に、今回のこの障害者の自立支援法、障害者にとってどういうふうな大きな負担がかかってくるのか、まず法律そのものについて担当課と十分協議したかどうか。まずお尋ねしたいと思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この問題については、まだ担当課長と話したことございません。後、中身、課長の方から答弁させます。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） これは、4月の1日から既に実施されようとしている。それなのに、まだ担当課と協議してないというのは、これは重大な問題だと思います。既に、今まで一遍は廃案になった法案なんです。中身がひどいというので。それがもういろんな妥協点を含めて、今回成立したわけですけれども、一番の問題点は、今言った利用料の1割負担というのが一番大きな問題なんです。今までは応能割で、その方の所得によってサービスの利用料というのは決められていたんですけれども、今度は応益割になりました。障害のひどい人ほどたくさんのサービスが必要になりますけれども、たくさんサービスが必要な人ほど、利用料が多いから、結局負担がふえるというふうな仕組みに大きく変えられました。ですから、障害者の方も、障害者の家族の方も、たくさんの反対のもとで、一たんは廃案に葬られたんです。それが、受益者に対する負担ということや、これが財源不足ということから、結局はこういう形で大きなしわ寄せが寄せられようとしています。しかも、4月の1日のスタートですから、もう待ったなしなんです。これはもう、担当に答弁させますという前に、自分自身がすぐにでも担当課とまず協議して、内容を知って、そして障害者の方たちの負担を少しでも軽くするように、法案を勉強して努力しますということの答えの方がまず先じゃないですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この種の問題でございますけれども、いろんな形で要望が出てまいります。国の制度はこういうふうになったということで、これも私まだ勉強していないので、早急に勉強しながら、本当にこの制度、あと町で独自の政策が要るのかどうか、また他の市町村の動向等も考えながら、勉強させてもらいます。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） これは、制度や仕組みとしては、非常に複雑で、担当課から説

明を受ければ非常に長いものになるかとも思います。きょうの質問時間の中では、私は到底全部をすることはできません。ですから、ここで一つ強調しておきたいのは、この障害者の方たちのサービスに対する考え方が、この法律の中で大きく変わったという1点をまず押さえていただきたいということです。

今まで所得に応じて負担するという応能負担の原則を壊して利用したサービス量に応じて負担するという応益負担に変えたということ。これは障害者の方が人間として当たり前の生活をするために必要な支援、これを益とみなして負担を課すという、これは応益負担の考え方になってしまうと、これは障害が重い人ほどサービスがたくさん要るわけですから、利用料が多くなって負担も多くなる。そういうふうな考え方そのものが日本の憲法からしても、人間として当たり前に生きるための必要な措置をお金にかえてしまうということなんですから、こここのところの考え方が大きな福祉政策の後退であると思います。この点をしっかりまず押さえて、そして自治体としてのあり方を決めていただきたいと思います。まだ協議されていないということですから、今後早急に協議をしていただいて、自治体として何ができるかという点で、早急に関係者とも協議して、みずからができる負担軽減策を考えていただきたいと思います。既に、これは利用料に対して1割の負担ですけれども、それに対して、今までどおり無料にできるように、市でこれは負担をしましょうという横浜の動きがあります。それから、京都でも同様の負担軽減策の動きがあります。そういう点から、これは関係団体とよく話し合った上で、今何が一番求められているかということをもまず調査していただきたいと思います。

それで、もう1点質問いたしますが、こういうふうに、町長自身も情報量が少ないと思います。それと同じように、障害を持たれている方も、今から自分たちがどれだけの利用料や負担をしていかなきゃならないかということについて、まだよく把握できていないところがあるんです。ですから、障害年金もらっている方につきましては、低所得1、2と、それから生活保護の方と、それから所得の多い方と、いろんな段階に分けて軽減策がさまざまなメニューが盛られています。今受けているサービスをそのまま続けようとするれば、一体自分はどれくらい負担をしたらいいのか、こういう計算もままならない状態です。ですから、町の方をお願いしたいのは、実態を調査することと、相談コーナーを早急に設けて、個別に不安のないように、しっかり相談できるようにまずしていただきたいと。あらゆる情報を公開するとともに、その方の置かれている状態からどうすればいいかということと一緒に考えられる、そういうコーナーを、4月ですからもう、スタートは。そこからお金取られちゃうんですから、すぐ持っていただきたいと思いますが、どうですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 一応今のところは、法に基づいてのやり方しか仕方がないと思いますけ

れども、前向きな形で検討はやって、財政の問題もございますので、いろいろ種々検討、それから近隣等々の状況もありますし、いろんな形で調査検討しながら、今からその取り組みを担当課にさせてまいりたいと思います。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） まず、不安を取り除いていただくためにも、相談コーナーを持って、そしてちゃんとしていただきたいと思います。そして、相談コーナーということ言えば、この中では、地域の生活支援の制度につきましては、一般財源に繰り入れて、そしてその中で十分事業ができるように国がしていくというふうに法律が変わっています。そうすると、自治体の裁量で、そこに対してどれだけお金を使うかというのが決まってしまうわけですが、相談支援事業制度という、こういう事業もちゃんと組まれています。その中では、介護保険のように、ケアマネージメントを置いて、そして専門的な方がそれに対して対応していくという、相談事業も地域支援事業の中の一つに入っております。財政的な措置も当然つくわけです。そういう形を町の方でも検討してぜひ設置をしていただきたいと思います。

それと、もう一つは、そういう活動について、専門職の方を養成してもらいたい。この責任を町が果たしていただきたいということです。担当がころころかわる形ではなかなか難しいと思います。専門のケアマネージメントの、この資格を取って、そして相談支援事業をきちんとできる体制、専門職の方をつくっていくと。これは行政の責任できちんとやるべきだと思います。このことの検討もぜひお願いしたいと思いますがどうですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 財政が伴えば、すべて辻上議員の言うとおりにすれば、一番いいと思いますけれども、検討はさせていただきます。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 昨日、障害者の施設の方ともお話をしましたが、実施に伴って一番怖いことは、こういう利用料がたくさんかかってくるということで、通所、現在通っている所、自立のために訓練していることや通っている施設に通いにくくなって、そして家に引きこもりの状態になる方が出てきたりしはしないかということを実際に切実に心配しておられました。こうなれば、自立どころか、反対に病状を悪化させていくような形にもなりかねません。

そこで、再度のお願いですけれども、利用料の負担を軽減させること、不安をなくすために相談のコーナーをしっかりとつくること。それに対応する専門職をきちんと置くこと、以上のことを再度要望いたしまして、この質問は終わります。

次は国民健康保険の問題です。これは、国保税も滞納の問題が言われていましたけれども、税のこれまでの徴収の方法もあって、滞納世帯でいえば、築城の方がかなり多いという数字も出て

おりますが、資格証明書、それから短期の保険証、こういう発行世帯につきましては、参考資料として出していただきました。これ、一たん今の現状で、資格証明書を、滞納して資格証明書というふうになりますと、全額を一たんは窓口で払わないと治療が受けられないというふうな形になっていくわけです。そういうことから、保険証の取り上げは命と直結する問題であるというふうに言われております。これ、新町長になられてから、実際、この数カ月だと思えますけれども、資格証明書の発行、あるいはまた短期の保険証の発行、何件、自分の手で決裁を与えましたか。

議長（田原 親君） 住民課長。

住民課長（遠久 隆生君） 住民課長、遠久です。よろしくお願いします。

新町になってから、まだ1件もございません。

議員（20番 辻上 浩君） これは、新町になって1件もないということですから、今後どう対応するかという点では、きちんとした答弁をいただきたいと思います。といいますのが、今国会にかかっているのが、大変な法律がかかっているからです。これは医療法の医療制度改革が今審議されているところです。この医療制度の一番の大きな特徴というのが、とにかく医療費の大幅な値上げが目白押しになっております。ことしの10月から、70歳以上の窓口負担が現行の2割から3割、2008年の4月には70歳から74歳のすべての人の窓口負担が1割から2割に値上げされようとしております。こういうすごい内容がありますし、また入院や手術で医療費が高額になった時の高額療養費制度でも、患者負担が増額されようとしています。例えば人工透析の月額負担も一定所得以上の人は負担が2倍になります。重い病気に苦しむ人にはさらに負担を押しつけるという、そういう本当にひどい中身になってきております。こういう中で、保険証1枚でどんな病気でも治せるというふうなことの理想のために、この国民健康保険制度というものが当初はスタートしたはずです。そういう中で、どんどんと国庫負担を減らして行って、自治体にその責任を押しつけた結果が大きな原因となって、今の国保の大変な現状になってきていると思います。国保料の滞納世帯は、全国的に見れば470万世帯、そして一方、この国民健康保険証の取り上げが5年間で3.3倍の32万世帯にもなって、保険証を取り上げられたために医療を受けられないで命を落とすという、そういう事態も各地で生まれてきているのが現状です。

今の現状から考えて、滞納世帯に制裁処置として、保険証を取り上げていくということについては、できるだけないように、何としても命を守るためにこの保険証取り上げをやめて、今の国民健康保険制度に、町独自で減免制度をつくっていくと、こういう方向で新しい町政に向かって行ってほしいのですが、お考えはどうでしょうか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 国保税の滞納者の関係のことでございましょうけれども、3つの考え方

で、従前私が椎田町長の時から言っておりまして、築城町も多分同じだというふうな形で、この分については、3つの形態、滞納者、この方について、個別に面談をやっております。そして面談をやって、自分の支払い能力に応じて誓約書を提出していただいております。この制約どおり出しておる方には、一応短期といいますか、それを一応交付しておるわけでございます。そして、全くもう相談に応じない方、この方については、どうしようもできないというようなことで、保険証の交付はしておりません。資格証明ということで、病院にかかる時は、窓口に来ていただいて、資格証明書と、そして100%払っていただいて、納付が済めばお返しすると、そういうふうな形でしないと、正直に税金を払った人、払わない人ということで、当然これは区別をしていかなければ、国保税の根幹にかかわる問題だと思っておりますし、やはり税金はそれぞれ納めていただく。どうしても前年の所得の状況で払えないという形になれば、納税相談には応じておりますし、そういう形の中で、分割払いという形、滞納分についての分割払い、そういうことで応じておりますので、もしそういう方々がおられたら、辻上議員にも指導方をよろしくお願い申し上げたいと思うんです。そして、やはり納税の意欲というものを滞納者もきちんと持っていたきながら、この国民健康保険税、これは相互扶助の形でございます。一般財源はつぎ込むことはできませんし、ただし、人件費だけは一般財源で賄っておるしだいでございまして、そういうことで、国庫負担等、皆さんの税金でこの保険は運営しておるといふことを理解していただきながら、やはりまじめに税金を納める人、納めない人という区別は当然させていただきながら、まじめに納めていただく方法をぜひ私は督促していきたいと、このように考えておりますので、この処分といいますか、資格証明書、それから短期医療証ということでの措置はやむを得ないと考えておるところでございます。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 今の政府のもとで全国で既に生活保護世帯は、100万世帯を突破して、この間も出てましたが、教育扶助や就学援助を受けている児童・生徒が12.8%、貯蓄ゼロの世帯が23.8%と、こういう背景のもとで、国保の滞納の世帯も生まれていると思うんです。ですから、そういう実態から考えたら、現在資格証明書の発行に切りかわれた人、短期に切りかわった人、こういう形の中では、本当に困っている世帯もたくさんあると思います。新町になって、これからという時に、こういう中で悲劇が起きないように、今資格証明書の発行、あるいは短期の人、再度行政の方から洗い直して、悪質の人はきちんと啓発していかなければなりませんけれども、実態がどうなっているかと、再度、ずっと長い間、短期でつないでいる人もいますし、資格証明の中でもまじめにきちんと相談すれば、また払っていける方も当然生まれていらっしゃると思います。今までの発行総数、これを考えたら、かなりの数が出ています。17年度でいえば、資格証明書は旧椎田町では41世帯、旧築城町では21世帯の計62世帯です。そ

れから短期では旧椎田町で150世帯、旧築城町では156世帯、合計306世帯が短期の証明書の発行というふうになっています。こういう形の中で、これらの世帯に対して再度洗い直すような形で相談活動をして、本当に不幸な出来事が起きないように、原点に返ってもう一度相談活動に乗ってほしいと思います。そういう点で、新町長になられた今こそ、再度その点、調査されたらどうかと思います。どうでしょうか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 国民健康保険だけじゃございませんけど、ほかの税金、いろんな、それから料金、住宅家賃等々ございますが、そういう形の中でぜひ、やはり納めるべきものは納めていただくような、またそして、それに見合う収入を何とか確保してもらわなければいけないという問題もございますけれども、非常に収入とその公共料金の支払いといいますか、そのところも非常に整合性があると思うので、極力、納税計画、それから納付計画というものを、築城の方は滞納の徴収課がございますので、その方でぴしゃっと相談業務に応じるように、そして椎田の方は徴収係の方でということで、そういう事務は滞納者との面談活動を数多く場面をつくっていくように指導はしてまいります。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） その指導の観点ですけれども、行政の方から、国保に復帰できるように、国民健康保険証が再度持てるような形で、国保に復帰できる形の指導や対処の仕方が必要だと思うんです。ですから、どうしても国保に復帰できる、こちら側の行政側に減免制度がないと、保険証というものは持てないと思いますので、今の政府のメニューの中にある減免制度以外に、町独自でも国保に復帰できる特別な減免を考えていかなければならないぐらいの深刻な状況になってきているんじゃないかと考えますので、そういう点で実態を調査していく上で、町独自の減免制度を再度考えてみると。そうしないと、今のこれらの貯蓄ゼロ、あるいは教育に非常にお金がかかる、またはリストラやいろんな形での産業構造で不況の中の人たちもいますから、そういう世帯で本当に悲劇が起こるかもしれないと。これはよその町の問題ではありませんので、状況を把握した上で、町独自のやり方というものをぜひ探求して、そしてだれもが保険証を持っているような、そういう安心して病気療養ができる町づくりを目指していただきたいと思います。ですから調査して収納するだけじゃなくて、どうしたら国保に復帰できるのかと。そのために町にできる減免制度はないかという観点をもう一つ入れていただきたいと。そこでも対処していただきたいと思います。その点どうですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 減免制度自体は、これは好ましくないと考えております。というのは、一たん税金をかけられれば、これは払ってもらうのは義務だと思っておりますし、それを払えな

ければ、徴収猶予という制度です。減免をして、もうあなたは税金払わなくていいよということは絶対にしてはならないと私はこれは今まででもずっと主張してきておりますし、あとは納税猶予という形では、所得のない間は猶予して、あと、納付計画をぴしゃっと納税相談に応じながらつくっていくという形であれば。しかしーたん、滞納が片づけば、非常にスムーズに納めるようになるんですけど、滞納が片づかないと、なかなかまた次の分が滞納という形になってくるので、そのところ、非常に難しい問題もありますけれど、とにかく滞納がなくなるような形での相談業務をいたしてまいりたいと、このように考えております。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） すべての人が保険証を持って、安心して病気療養ができるような形に近づくことを、これは理想の問題としないで、行政の目標と掲げて、きちんと国民健康保険制度の本来のあり方に近づけていっていただきたいと思います。このことを再度要望しておきます。

最後に、城井川の問題について取り上げます。これは、城井川の源流から一番河口まで、城井川の管理する町が合併によって一つになりましたので、これらの城井川に対して、今までのいろんな問題を解決していく上で、大事な時期に来ていると思います。特に寒田ダム建設が中止になりました。今まで寒田ダムに治水、さまざまな多用途の目的を頼っていたところから、この川をどういう形の川に、本当に町民に役立つ川に変えていくために力を注いでいい時期だと思います。これまでも干ばつと防災、干ばつとそれから洪水と、こういう危険性をいつも伴ってこの川とともに旧築城の町でも私は生活してきました。さまざまな陳情も上がりました。治水と農業用水の確保などが一番の大きな問題です。

そこで、現在、この城井川に対して、県の方からどういう、管理しているのは県ですから、県の方に対して、どういうふうに城井川の対策をとっていかうとしているか、町の行政の取り組みと、それから県の方の対応、今の時点での対応をお聞かせ願いたいと思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 城井川の関係は、特に築城町の方で取り組みをしてきておった経過がございまして、私は合併後、就任してまだ20日になりません。そういう形で、なかなか城井川の治水対策と。これは旧椎田町に所属する分はふるさとの川事業ということで、その桜並木がございまして、その辺の公園化等々の事業は県の土木事務所の方が事業主体でございまして、要望してやってきております。今、城井川の方でも、築城の団体で城井川を守る会とか、いろんな会がありますけど、そういう団体の方々の意見も聞きながら、やはり当然農業用水を確保しなければ今年の干ばつ、非常に厳しいものがございましたので、何とか農業用水の確保は、この城井川からでないといけませんので、やっていかうと。その中で、若干、これはまだ正式に聞いた



話ではございませんけれども、川の中に堆積している土砂をとって、そこに水がめをつくろうというふうな話があることは若干聞いておりますけれども、具体的な話を県の土木事務所の方から聞いたわけではございませんし、何とかこれを親水的な公園、それから干ばつ時の水がめというようなことで、堆積土砂を除去して、若干堰をつくるという話もあったようでございますし、それが早くできるように、実現を、土木事務所の方に要望活動をやっというとは考えております。

以上です。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 城井川については、寒田ダムの建設中止に伴っているような陳情も行ってございますし、その結果、県がどういう対応をしたかという点について、そちらで情報を把握しておれば、担当課でも町長の方でも答弁願いたいと思います。

企画課長（吉留 正敏君） 企画課長の吉留でございます。よろしくお願いたします。旧築城町の方で寒田ダムを担当しておりましたので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

今町長のお話もありましたように、城井川開発の促進協議会が平成16年度の総会で解散しております。その解散の席上、委員さんの方から、ただ解散するだけでいいのかというような御意見も出まして、その後、両町の町長、議長で県知事の方に2町の要望書を提出しております。また、それとは別に、ダムの建設予定地でありました寒田地区の要望を県が取りまとめしてほしいということもございまして、寒田地区の要望、それから築城町の要望を一緒に合わせまして、別途県知事の方にも提出しております。県の方からは、それらの要望につきまして、県としては城井川の整備については、個々に対応していくのではなくて、県としての方針を決めたいということで、河川整備計画という計画書をつくっていききたいという申し出がございました。一昨年から予算がついて、今計画中だというふうに聞いております。平成18年度には完成するということを知っておりますので、その整備計画ができましたら、また県の方から何らかの説明なりが町の方にあると思います。築上町といたしましては、県の河川整備計画に基づく城井川の整備を見守りながら、町としての要望を今後も続けていくべきではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 当然、その中には、防災から見て、治水をどうするか、それから生活関連から農業用水の確保、こういう観点が入った城井川の河川整備計画であるというふうに理解しておってよろしいですか。

議長（田原 親君） 企画課長。

企画課長（吉留 正敏君） 整備計画の中身については、詳しく承知しておりませんが、従来から築城町、椎田町が城井川の治水対策、それから農業用水の確保等を要望してまいってお

りましたので、当然そういったものが含まれているというふうに考えております。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 町長では、その城井川の河川整備計画、この中身、重要な観点として、防災面のことと、それから農業用水の確保の件、この件がきちんと入って整備されるように、再度県の方にきちんと確認していただきたいと思います。

それとあわせて、その計画書が出たら、関係者、議会はもとより、関係者に広く説明していただきたいということと、それからその計画が実施されていくに当たって、担当の係を1人きちんと置いて、対策をとるといふようなところまで検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 今要望のありました県の河川管理者の土木事務所長と話をしながら、何とか前向きな姿勢を出していただくように要望してまいります。担当というのは、まだ今のところ頭にありません。

議長（田原 親君） 辻上議員、あと10分でございますが、いいですか。

議員（20番 辻上 浩君） では、その整備計画が出ましたら、その中にきちんと今の防災対策や農業用水の確保の観点が入るように、再度確認をしていただきたいと思います。それに基づいて城井川についての整備計画が進んでいくように望みます。

以上で終わります。

議長（田原 親君） 御苦労でございました。

これで本日の一般質問を終わります。残りの質問についてはあす15日に行います。

・

議長（田原 親君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時35分散会